

平成25年第2回宇治田原町議会定例会

目 次

○第2日（平成25年6月14日）

議事日程（第2号）	19
日程第1 一般質問	21
1. 垣内秋弘 議員	21
2. 山内実貴子 議員	31
3. 谷口重和 議員	38
4. 内田文夫 議員	45
5. 今西久美子 議員	48
6. 安本 修 議員	57
7. 奥村房雄 議員	63

平成25年第2回宇治田原町議会定例会

議事日程(第2号)

平成25年6月14日

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 垣内秋弘 議員
2. 山内実貴子 議員
3. 谷口重和 議員
4. 内田文夫 議員
5. 今西久美子 議員
6. 安本 修 議員
7. 奥村房雄 議員

1. 出席議員

議長	12番	田中 修	議員
副議長	1番	垣内秋弘	議員
	2番	上林昌三	議員
	3番	青山美義	議員
	4番	安本 修	議員
	5番	今西久美子	議員
	6番	原田周一	議員
	7番	谷口重和	議員
	8番	山内実貴子	議員
	9番	奥村房雄	議員
	10番	内田文夫	議員
	11番	稲石義一	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西 谷 信 夫 君
教 育	長	西 出 維 久 雄 君
総 務 課	長	山 下 康 之 君
理事兼企画・財政課	財政課長	小 西 基 成 君
企画・財政課	企画課長	馬 場 浩 君
会 計 管 理 者 兼 税 務 ・ 会 計 課	長	大 江 輝 博 君
戸 籍 ・ 保 険 課	長	長 谷 川 み どり 君
福 祉 課	長	奥 谷 明 君
健 康 長 寿 課	長	谷 村 富 啓 君
建設・環境課	建設課長	黒 川 剛 君
建設・環境課	環境課長	青 山 公 紀 君
産 業 振 興 課	長	清 水 清 君
上 下 水 道 課	長	野 田 泰 生 君
教 育 次 長		光 嶋 隆 君
教 育 課	長	中 辻 正 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	久野村 観 光 君
庶 務 係 長	廣 島 照 美 君

開 議 午前10時00分

○議長（田中 修） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（田中 修） 日程第1、一般質問を行います。

なお、今議会以降の一般質問につきましては、一括方式、一問一答方式のどちらかを選択し、行うことといたします。

一問一答方式にありましては、質問事項1件ごとに行い、いずれも質疑は3回までとすることといたします。

また、対面方式とし、質問席を前列中央に設けております。

それでは、通告順に質問を許します。

1番、垣内秋弘君の一般質問を許します。垣内君。

○1番（垣内秋弘） 通告に従いまして、1番、垣内秋弘が質問いたします。

3件ございますが、まず1件目は新市街地の砂利採取地の整備状況についてお伺いしたいと思います。

立川・贅田地区にまたがる新市街地としての位置づけられていますこの地区は、長年にわたりまして砂利採取と埋め戻しを行い、現在に至っておるわけでございますが、砂利採取整備事業も平成25年8月をもって認可期限が終了するというふうに聞いておるわけでありまして。大詰めを迎えた現在の進捗状況について順調に推移しているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 皆さん、おはようございます。

ことは、平年より10日早い梅雨入りとなりましたが、心配しておりました台風3号の影響もございませんでしたけれども、ここ連日大変厳しい暑さが続いておりまして、農作物の被害も心配しておるところでございます。

議員の皆様におかれましては、本日は平成25年第2回町議会定例会におきます一般質問ということで、公私ともに何かと御多用のところ御参集をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。本日は、7名の議員各位から御質問をいただくことになっております。御質問が大変多岐にわたっていますが、できるだけ的確かつ簡潔に

御答弁を申し上げたいと存じますので、どうか最後までよろしく願いをいたします。

それでは、ただいまの垣内議員の御質問に対しましては担当課長から御答弁をさせますので、どうぞよろしく願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 黒川建設課長。

○建設・環境課建設課長（黒川 剛） おはようございます。

ただいまの垣内議員の砂利採取地の整備計画と進捗見通しにつきまして御答弁させていただきます。

立川・贄田地内に現在実施されております砂利採取につきましては、議員御指摘のとおり、本年8月末をもちまして現在の許可期間が満了いたします。現時点で、新たな採取行為は計画されていないものの、跡地復旧に土砂搬入が必要となります。

したがって、砂利採取行為に伴う手続の更新はございませんが、盛り土行為がありますので、森林法及び町条例の更新手続の準備を行っている状況にあります。

埋め戻しにつきましては、従前から安全な土砂の搬入により実施させることを目的としました山砂利採取跡地復旧促進要綱に基づき、公共残土のあっせんを行っており、次期更新期間においても同様の対応を予定しているところでございます。

これまでの搬入実績から、今後3年間で、協議段階ではございますが、必要土量は確保できるものと考えており、次期事業の完了時には、埋め戻しについても完了するものと考えております。

跡地利用につきましては、新市街地整備計画を基本として土地所有者の意向も確認しながら、具体化していくものと考えております。

○議長（田中 修） 垣内君。

○1番（垣内秋弘） それでは、この件に関しまして2回目の質問をさせていただきます。

今御答弁いただいた中で、現時点で砂利の採取行為は計画されていないということですが、今後の中で新たに申請を更新することはないと言い切れるのかどうか、お伺いしたいと思います。今後一切土砂の搬出はないと考えてよいのかということですが、現状といいますか、現地を見てみますと、非常に不自然な状態のところも見受けられるわけでございます。そういった中で、今後、非常にこの周辺の地域におきましては、関心もありますし、また非常に懸念もいたしておりますので、そこら辺、あわせてよろしくお願ひしたいと思います。

盛り土行為に伴う森林法及び町条例の更新が発生するため準備を進めていると御答弁いただきましたわけですが、どの程度の高さ及び形状、どのようになるのか、また分水

嶺等々についての位置関係はどのようになるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 黒川建設課長。

○建設・環境課建設課長（黒川 剛） 先ほども御答弁申し上げましたが、現在協議している次期計画につきましては、向こう3カ年の事業期間を設定されているものでございます。

本計画におきましては、盛り土行為だけでございまして、今後新たに更新するか、また今後一切の土砂の搬出がないかについては、現時点では、何ら提示されたものはない状況でございますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

また、復旧高さでございますが、町道南北線が一部区間完成しておりますことから、その延伸と都市計画道路宇治田原山手線の計画高との整合が図れる計画となるよう調整を行っているところでございます。

分水嶺につきましては、もともとの山林形状時点に基づきまして定められていることから、山林形状でなくなった今でございまして、分水嶺の変更はあり得ず、おおむね町道南北線を中心として東西で流域が設定されており、今後の復旧・整備段階でも、この分水嶺を厳守することが基本となっております。

○議長（田中 修） 垣内君。

○1番（垣内秋弘） それでは、3回目の質問をいたしますが、私が知ってる範囲で、現在、情報としていろんな話が流れております。この新市街地の北側につきましては、山本商事所有、あるいはまた南側につきましては二和産業の所有ということではありますが、新名神の宇治田原インター付近に競馬の調教場があるわけですが、そのあたりが今後新名神との絡みで影響されることになれば、贄田谷に移すということも前提に検討されているようにもお聞きするわけでありまして、現状での検討分析等を行っているのか、お伺いしたいと思います。

この地域に馬が入ってくるとなれば、周囲の環境、条件面で大きく変化してまいりますし、そういった可能性が、非常に十分、検討を加える必要もあります。今後の中でタイムリーな情報提供を行っていただきたいと思いますが、信憑性はあるのか、その辺につきましてお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 黒川建設課長。

○建設・環境課建設課長（黒川 剛） 御質問にございます調教場の移転でございますが、町に対しまして具体的な計画及び相談を受けておりませんので、町から現時点におきまして答弁させていただくことはございませんので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

ます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○1番（垣内秋弘） それでは、先ほど言いました山本商事所有の、新市街地の造成計画の進捗と今後の見通しについてお伺いしたいと思います。

新市街地の造成計画の進捗と今後の見通しについて伺いますが、平成23年度に展開されましたこの山本商事が所有されている新市街地内の、特に北側部分に当たるところに6区画の造成計画が出されていましたが、その後の進捗状況についてお伺いしたいと思います。

また、豪雨時における雨水対策として調整池で対応することになっておりますが、現状はどのようなになっているのか、伺います。

聞くところによりますと、4月19日の、行われた区長会におきまして、この内容についての質問が出て、中止になったということを知ったわけであります。我々は、正式には何も聞いておりませんが、一体今の現状はどのようなになっているのか、その辺について明確なお答えをいただきたいと思っております。

○議長（田中 修） 黒川建設課長。

○建設・環境課建設課長（黒川 剛） 新市街地北部ブロックの開発計画につきましては、事業者の事情により、許可を受けた事業計画を一旦廃止されました。

当該事業につきましては、都市計画法及び森林法の許可を受けています。

森林法の許可条件といたしまして、一定期間内に工事を完了することとなっておりますが、この期間内に工事を完了できないことから、森林法の許可が無効になることに伴いまして、都市計画法についても事業の廃止手続を行ったものでございます。

再度、事業計画を立案した後、関係手続を進めるとともに、地元住民の皆様方にも事業の内容について説明することが予定されているところでございます。

治水協議につきましても、開発計画の中で再整理することとなっております、安全対策を行うことが前提となっております。

○議長（田中 修） 垣内君。

○1番（垣内秋弘） それでは、この件に関しまして2回目の質問をさせていただきます。

開発計画そのもの全てが白紙に戻るということで受けとめてよいのか。先ほどの答弁で、再度事業計画を立案されると言われたわけですが、その時期はいつごろになるのか。なお、今後当分の間このままの状態を現状保存するとなれば、治水対策や環境面において問題が発生しないように、常に十分な監視体制が必要になってくるわけでありますが、

責任を持ってやっていただきたいと思うところであります。あわせて、区長会の中で話題になり、議会への報告がなかったことに対して、みんなが、やはりこの関係につきましては注目いたしておる重要な内容であります。特に、タイミングよく水平展開すべきではないかと思いますが、今後のこともありますので、御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 黒川建設課長。

○建設・環境課建設課長（黒川 剛） 事業者におきまして再度計画を立案され、再度申請する意向を聞いておりますので、白紙になるという認識は持っておりません。開発事業が実施されるまでは、現在の状態ではありますが、これまでの降雨時での事象を踏まえ、敷地内に素堀側溝を設けたり、排水経路の変更を実施することにより、対応させていただいております。

昨年の京都南部豪雨時には付近に土砂の流出が見受けられましたが、当該地のみでなく、町内全域で見受けられた事象であると考えており、降雨時の状況を今後とも注視してまいります。

なお、土地所有者におきまして、適切に土地の管理が行えるよう、必要に応じて町内事業者にも業務を実施していただく体制をとるよう、検討させていただいております。

事業の説明につきましては、あくまでも事業者として地元対応していただき、関係各々に経過を説明していただいたものでございます。区長会の席上、関係区長さんのほうから質問があったことから、補足的に説明をさせていただいたものでございます。

これまでから、まちづくりの観点から大きな動向につきましては折を見て説明させていただいたところではございますが、個別の案件につきましては、特段の事情がなければ行政側から説明を実施しておりませんでしたので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○1番（垣内秋弘） それでは、3回目の質問をいたします。

第4次まちづくりの中で、新都市ゾーンにつきましてはそもそも周辺自然環境と共生しつつ、働く・遊ぶ・住むなど総合機能を有した新都市として付加価値の高いまちづくりを進めることを目標に、新たに新市街地整備促進調査事業として、贅田・立川地区の砂利採取跡地の有効活用を図るため進められ、その間見直し検討もされ、現在は企業誘致を柱として進めようとされておるわけでありまして、あわせて、本町において将来にわ

たって自主・自立の基盤確立を図り、安定した税収を確保していくためには企業誘致の推進を図っていくことが有効な手段であるとともに大きな課題であります。具体的な動きがあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

また、将来へのビジョンとなる計画的な構想等、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（田中 修） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 垣内議員の質問にお答えをさせていただきます。

当該地域は、新市街地として位置づけを行い、土地利用の方向性を定める新市街地整備計画を策定いたしました。

また、当該地域の都市的土地利用に関し、土地所有者、事業者及び町の責務を明らかにするとともに、周辺の自然環境と共生しつつ、付加価値の高いまちづくりを促進し、本町の地域活力及び住民生活の向上を図ることを目的とした新市街地土地利用促進条例を平成20年10月に制定をしております。この条例に基づき、大規模土地所有者とも協定を結び、連携した土地利用の推進について確認をしておるところでございます。

また、平成23年3月には、都市計画法の工業地域として土地利用規制を都市計画決定していますことから、町の方針を明確にしておるところでございます。

今後、土地所有者とも十分協議する中で、既策定の計画及び都市計画規制をベースにまちづくりを展開してまいりたいと考えておるところでございます。

また、平成35年に新名神高速道路の供用開始を目指して事業化されていることから、新名神を活用したまちづくりを展開していく上でも当該区域の整備は不可欠であると認識しておりますので、引き続き議員各位の御理解、御協力を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○1番（垣内秋弘） それでは、最後に意見を述べさせていただきます。

新市街地の土地利用につきましては、部分的にも大事であります。全域の構想をイメージした中で進めていかないと、周辺地域との立地及び環境問題、あるいはまた道路、治水問題等、整合性を持った形で総合的に検討をされ、進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、引き続きまして2件目の件につきまして質問いたします。

2件目は、町長の政治姿勢について質問いたします。

町長の政治姿勢の中で、一党一派に偏しない考え方については、3月の定例会の一般

質問でも問いただしてまいりました。2月の町長選挙を踏まえて、私は、町長であるべき人は、まず中立でかつ公平・公正であるべきと申し上げてきたわけであります。そのときの町長の答弁は、「さきの町長選におきましては、私がもともと自由民主党党籍を持つ議員でありましたことから、自民党、自由民主党の推薦をいただいた。町長という立場は一党一派に偏することなく、中立で、公平・公正でなければならないと思っている。したがって、そのような政治スタンスで、町政の運営に当ってまいりたい。また、一部の住民のためだけの町長ではなく、一万住民のための町長として、その職を務めさせていただきたく強く思っている」というふうに御所見を伺いました。そのときの御見解は3カ月たった現在も変わらないのか、お伺いしたいと思います。あわせて、現在も自由民主党の党员であるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 垣内議員の政治姿勢についての御質問にお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、さきの3月議会の一般質問におきまして、町長という立場は一党一派に偏することなく、中立で公平・公正でなければならない。したがって、そのような政治スタンスで、一万住民のための町長として、その職を務めさせていただくと述べさせていただいたところでございます。

当然、その考えは、これまでも、これからも少しも変わることなく、私が町政を担わせていただく上で、町政運営の基本としてその中心に位置づけるものでございますので、御理解を賜りますように、お願いを申し上げます。

現在も自由民主党の党员かどうかという御質問でございますけれども、現在も私は自由民主党の党员でございます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○1番（垣内秋弘） それでは、2回目の質問をいたしますが、離党問題について、これも前回お聞きしたわけですが、離党につきましては、支援者の方々や後援会の方々、また党役員の方々と相談して考えるというふうに御答弁いただいております。その間、今日までの3カ月間の中で、その方々とどのような御相談をされたのか、またどのような結論になったのか、方向性なりお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（田中 修） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 支援者の方々や後援会の方々、また党の役員の方々に、「私は、町

長という立場は一党一派に偏することなく、中立で公平・公正でなければならない。したがって、そのような政治スタンスで、一万住民のための町長として、その職を務めさせていただくと政治信条を持っているけども、自由民主党の党员であることが、そのことに少しでも悪影響を与えるのであれば離党すべきと考えますが、どのように思われますか」という、そういった御相談をしてまいりました。相談をさせていただいた皆様からは、「党员であることが、一万住民のための町長として、その職を務めるということにいささかも影響を与えるものではない。また、そのような政治信条を持った町長であるべき」との御意見も頂戴したところでございます。

そういった考え方から、私自身、自由民主党から離党せずに現在に至っておるところでございます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○1番（垣内秋弘） それでは、3回目の質問させていただきます。

ただいま町長のほうから御答弁いただきました。御相談をされた方はどんなメンバーの方かわかりませんが、最終的には、自分自身で決断されることになると思います。離党せずに現在に至っているとおっしゃいましたが、将来的にも現状を維持されるのか、再度お伺いしたいと思います。

ことし4月2日付の地方紙において、西谷町長は自由民主党宇治田原支部の最高顧問に就任されたことが掲載されていましたが、このような姿を見たとき、一党一派にこだわり続け、ますますエスカレートしていくような感じを受け取ったわけではありますが、3月定例会以降にこのような活動をされていること自体、3月に御答弁いただいた内容が空中分解しているように思えてなりません。本音と建前を使い分けしているようにしか映りません。特定の党籍を持って活動されていても一党一派に偏しないと言い切れるのか、御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 私は、自由民主党の党员であろうと、また自由民主党宇治田原支部の最高顧問であろうとも、繰り返しになり申しわけございませんけれども、私は、一党一派に偏することなく、中立で公平・公正で一万住民のための町長としてその職を務めさせていただくという強い信念を持って町政運営を進めさせていただきたいと考えておりますので、どうか御信頼をいただき、今後とも御理解、御協力を賜りますように、心からお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○1番（垣内秋弘） それでは、この件に関しまして意見を述べさせていただきます。

今、いろいろと御答弁いただきました。このような状態が続くとなれば、気持ちの上で整理がつかないのではないかと思うわけであります。このまま二枚舌……、二枚舌とっていいのかわかりませんが、を使い分けたといたしましても、西谷町長の政治姿勢が問われる時期が出てくるというふうに思うわけであります。

以前にも、宇治市の市長選の実例を取り上げ、申し上げました内容は記憶に新しいと思いますが、今、私が申し上げたいことは、一刻も早く真の中立で公平・公正の姿勢を貫いていただくように、お願い申し上げるわけであります。

自民党の党员であり続けるならば、一党一派に偏しない、中立で公平・公正な政治姿勢は貫けないというふうに思うわけであります。自民党の党员そのものは、私は、否定しているわけでもございません。党员であっても結構なんですけど、そうしたら、一党一派に偏するというので、やはりそこが、つじつま合わないのじゃないか。だから、中立、公平・公正ということを前面に出されておる以上、やはり離党すべきではないか、そのように思うわけであります。

なお、見解の相違はなかなか埋まりそうにもございませんが、この件に関しましては、今後も時期を見ていろいろとテーマに取り上げまして、フォローもさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、3件目につきまして御質問いたします。

3件目は、田原交番の移転問題についてお伺いしたいと思っております。

住民が安心・安全な環境のもと、住んでよかった宇治田原と言っていたいただき、実感できるまちづくりは、現代社会において重要施策の1つであります。

現在、本町において凶悪な犯罪は発生いたしておりませんが、警察官のたゆまぬ努力と本町における各種団体組織及び住民との連携、協働のまちづくりの成果でもあるわけであります。その核となるのが交番であり、安心・安全の地域づくりを支えているといっても過言ではありません。

そこで、本町にある田原交番の施設もかなり老朽化しており、移転とあわせ改築の検討を重ねていただいていると思っておりますが、移転先及び時期について、その状況についてお伺いしたいと思っております。

○議長（田中 修） 山下総務課長。

○総務課長（山下康之） それでは、御答弁申し上げます。

近年の事件・犯罪数の増加や少年事件の凶悪化、また低年齢化、また子供が被害者と

なる犯罪の多発など、治安に対する住民の不安感がますます増大しております。そうした中で、住民の安心・安全が強く叫ばれる中、身近な治安対策、地域の安全の拠点である交番の存在は、大変重要となっております。

御質問いただきましたとおり、田原交番は非常に老朽化しており、会議室もなく、駐車スペースも少ない状態であります。また、現在の立地場所は、道路交通網の整備促進といたしまして京都府が国道307号交差点右折車線整備を実施される際には、移設を余儀なくされる場所でもございます。

そうしたことから、安心・安全な地域づくりの核となり、関係機関の方々が協議などで利用していただけるコミュニティールームをあわせ持った交番を、町として長年京都府へ要望してまいりました結果、今年度、予算を計上していただけることになりました。

移転先については、本町の中心部で、有事の際に関係機関との円滑な連携が図れる位置に、京都府において秋ごろから工事着工と聞いております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（田中 修） 垣内君。

○1番（垣内秋弘） それでは、2回目の質問させていただきます。

平成25年度当初予算において予算計上されておるといふふうにお聞きしますが、総合的に勘案いたしますと、今年度中に執行されるということであると思いますが、場所はJA宇治田原支店の周辺という話もありますが、ひとり歩きしないような正確な情報をタイムリーに流していただきたいと思います。

あわせまして、交番の移転後の跡地利用についてはどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 山下総務課長。

○総務課長（山下康之） 御答弁申し上げます。

まず、田原交番の新しいところの場所についてでございますが、消防宇治田原分署近くの維中前バス停ターミナル横の立川平岡地内を予定地といたしております。

また、現交番については、新交番への移転完了後、更地として町に返還いただけることとなっておりますので、跡地の利用については関係機関の方々とも今後協議する中で、安心・安全な地域づくりの面でよい方策を検討し、具現化していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○1番（垣内秋弘） それでは、最後に意見を述べさせていただいて終了したいと思います。

今、御答弁の中にもありましたが、現在の田原交番は、立地的に見ても、建設された当時と比較しても、著しい環境の変化が生じておるわけであります。その変化に対応するためにも、また安心・安全なまちづくりのためにも、新天地での交番の役割を期待いたしております。

跡地利用につきましては、国道307号線の渋滞を少しでも緩和するためにも、移転後速やかに右折レーンの早期着工等を願うところであります。

また、跡地スペースにつきましては、そんなに広くはありませんが、警察官が立ち寄れるような小さな空間も必要ではないかというふうに思うわけでございます。

今後の中で十分検討していただきまして、進めていただきますようよろしくお願い申し上げます。質問を終わります。

○議長（田中 修） 引き続きまして、8番、山内実貴子君の一般質問を許します。

山内君。

○8番（山内実貴子） おはようございます。

8番、山内実貴子でございます。

通告に従いまして、一般質問させていただきます。

まず、1件目、防災計画についてでございます。

このたび、第3回国連防災世界会議が、2015年3月、東日本大震災で被災した仙台市を中心に開催されることが決定しました。3.11の教訓と復興へ進む東北の姿を世界に発信し、共有する絶好の機会です。同会議は、各国の閣僚や国際機関などが参加して、向こう10年間の国際的な防災減災戦略を検討し、策定する場になります。過去2回も、横浜市、神戸市と日本で開催され、3回目も日本で、とりわけ被災地の仙台市で開かれる意義は大きいのです。各国・各機関からの参加者は、大規模災害の脅威や教訓を肌身で実感しながら学べるからです。被災から丸4年が経過する時期と重なることから、全ての被災された方々が生活を再建し、地域が復興した姿を示せるよう、復興の加速をと、政府を挙げた取り組みが要望されています。

さて、国の防災基本計画には、2005年に女性の参画、男女双方の視点が初めて盛り込まれ、2008年には政策決定過程における女性の参加が明記されております。

しかし、東日本大震災でも、例えば女性の着がえる場所がない、授乳スペースがないなどの声があり、また女性用衛生品や化粧品、乳児のおむつなど、支援物資の不足も目

立ち、災害時における女性の視点の大切さが改めて浮き彫りになりました。

女性は地域に人脈を築き、地域のことに詳しく、介護や子育てといった具体的な経験を通じて、子供や高齢者、生活者の視点を持っています。こうした女性たちが災害時の担い手としてその力が発揮できるような仕組みが必要であり、ゆえにもっと地域の防災計画には女性の視点を具体的に反映させる必要があるのではないかと考えます。

宇治田原町地域防災計画が策定されておりますが、各地域の自主防災会での訓練や取り組みにも女性の力が大いに期待される中、ぜひ、町防災会議のメンバーに女性委員の登用をと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 山下総務課長。

○総務課長（山下康之） それでは、御答弁申し上げます。

御指摘のとおり、町内各地区の自主防災会の訓練においても、多くの女性の方々が参加いただき、大変熱心に訓練に取り組んでいただいております。

一方、東日本大震災などでは、避難所での授乳や更衣等で細やかな配慮が必要なことがクローズアップされており、町地域防災計画においても避難所の運営や備蓄物資等において男女のニーズの違いを配慮することといたしております。

現在、防災会議委員には、京都府や町内関係機関の方々21名に委嘱し、委員としてお願いをいたしております。本町の男女共同参画計画による政策・方針決定過程などへの女性の参画拡大として審議会等への女性委員の登用拡大としており、女性の視点を取り入れることも非常に重要なことから、今後、例えば町内の婦人防火クラブの方等をお願いするなどを視野に入れながら、どのような委員構成がよいかを、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中 修） 山内君。

○8番（山内実貴子） 女性委員の登用について、女性の視点を取り入れることも非常に重要なことから、今後、例えば町内の婦人防火クラブの方等をお願いするなどを視野に入れながら、どのような委員構成がよいのかを検討してまいりたいとの前向きな御答弁をいただきました。

昨年、東京都日野市では、防災会議条例の一部を改正する条例が施行されました。この改正は、防災会議に女性委員の登用を進めるため、防災会議の委員を構成する項目に、市長が特に必要と認め、委嘱する者を加えたほか、委員の総数を20人以内から25人以内にするなどが改められました。新たな委員には、幼児教育や子供臨床な

どに携わっている女性や防災士の有資格者などから三、四人の女性委員を選出。その後、地域防災計画策定担当として女性職員を配置されたということで、女性の視点が大事だと感じられたからこそ、実際に進められているところです。

本町においても、女性の視点を生かした防災対策を推進するため、町防災会議に女性委員を登用する柔軟な対応と、幅広い分野から多様な専門性を求める中で、まず1名女性委員をと考えます。

女性の意識やライフスタイルが大きく変化している今、女性のチャレンジは社会に活気を与え、同時に男性をも元気にします。男女ともに個性と能力を十分に発揮できる環境づくりが大切だと思います。

次に、2点目、要援護者に係る対策についてお伺いいたします。

宇治田原町でも各区地域で自主防災会が活動を始めておられますが、この設置に伴い、さまざまな訓練が計画される中、避難等の課題としてまず出てくるのが自力で避難することが難しい高齢者、障がい者、また乳幼児等の要援護者がおられる家庭をどのように把握し、支援していくのかということです。

このほど、神戸市では、要援護者の支援をより円滑に進めるため、神戸市災害時要援護者支援条例を施行しました。同市では、従来、個人情報保護条例により、災害などが起きなければ個人情報を第三者に提供できないとされていました。このため、行政と地域が災害時に備えて事前に支援計画を策定する場合でも、同条例が壁となり取り組みが進まないという課題がありました。しかし、この新条例により、地域で進められている要援護者の情報の把握・共有がスムーズにできるようになり、支援も網羅できる見通しがつきました。

なお、この条例には、地域団体が市と個人情報を共有する場合、守秘義務など情報管理に関する協定を結ぶことも規定されております。

宇治田原町地域防災計画には、災害予防計画において、要援護者に係る対策として京都府等の協力を得ながら、対象者をあらかじめ把握し、地域ごとにマップを作成しておくことあり、災害応急対策計画では、災害時要援護者マップに基づき、被害が予想される地区の災害時要援護者の安否等確認などがあります。

そこで、今、現段階での本町の地域における防災計画、また災害時要援護者の避難支援について連携等の取り組みをお聞かせください。

○議長（田中 修） 山下総務課長。

○総務課長（山下康之） 御答弁申し上げます。

本町におきましては、障がい者やひとり暮らしの高齢者等で、自力で避難が困難な方々を有事の際に支援できるよう、災害時要援護者台帳の整備を平成21年度から進めており、毎年更新し、協定を締結している自主防災会等関係機関に台帳を提供し、個別の支援計画を立てていただいているところでございます。しかし、多くの要援護者を支援する人材の確保等の課題があり、全国的にもなかなか進んでいないのが現状でございます。

要援護者の円滑な避難等には地域の方々の支援が不可欠なことから、町が主体的に自主防災会をはじめ関係機関と連携する中で支援体制の構築を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（田中 修） 山内君。

○8番（山内実貴子） 平成21年度から有事の際に支援できるよう、災害時要援護者台帳の整備を行っておられ、自主防災会等関係機関に台帳を提供しておられるとのこと。しかしながら、御答弁いただきましたように、多くの要援護者を支援する人材の確保等の課題があり、全国的にもなかなか進んでいないのが現状ともお聞きしました。

民生児童委員の方々にも御尽力いただく中、防災対策として訓練などを行う際にもその台帳が活かされますように、その体制はいかがでしょうか。

○議長（田中 修） 山下総務課長。

○総務課長（山下康之） 御答弁申し上げます。

御質問いただきましたように、要援護者に係る対策については、台帳の整備にとどまらず、有事の際の支援体制づくりが肝心と考えております。

既に、自主防災会において、要援護者の方々の安否確認や車椅子、また担架を使用した実践的な訓練、誘導訓練を実施していただいている地区もありますので、地域で支え合う、こういう取り組みを全町的に広げていけるよう、自主防災会をはじめ関係機関と連携する中で推進してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（田中 修） 山内君。

○8番（山内実貴子） 既に、自主防災会において、要援護者の方々の安否確認や車椅子、担架を使用した実践的な避難・誘導訓練を実施していただいている地区もあるとの御答弁でございました。

一つ一つ課題をクリアしながら、大切な住民お一人お一人の命を守る防災・減災、そして安心・安全のための検討を重ね、できることから取り組んでいくことが大切だと考

えます。自主防災会ははじめ関係機関と連携する中で、地域で支え合う取り組みをさらに推進していただきたいと思います。

次に、2件目、環境・ごみの問題についてでございます。

1点目は、廃プラスチック回収についてお聞きいたします。

これは、平成7年に制定されました容器包装リサイクル法に関するもので、町としても段階的に分別収集が実施されてきておりますが、今回、プラスチック製の容器包装の処理について変化があるとのこと。今まで不燃ごみとして出され、回収・埋め立てされていたものについてどのような変化があるのか、伺いたいと思います。

平成20年には、国が第2次循環型社会形成推進基本計画で、持続可能な社会の実現に向け、循環型社会と低炭素社会、自然共生社会の統合的な取り組みを展開することが重要であると規定しています。また、平成22年に公表された廃棄物処理法に基づく基本の方針では、廃棄物の減量化の目標について平成27年度を目標年度とした上で、廃棄物の排出量、再生利用率の新たな目標値を念頭に置く中で、現在、不燃ごみとして回収されている廃プラスチックについて本町での回収をどのように考えておられるのか、また、その処理方法と効果についてお聞かせください。

○議長（田中 修） 青山環境課長。

○建設・環境課環境課長（青山公紀） おはようございます。

それでは、ただいまの山内議員様の質問に答弁させていただきます。

まず、御質問の説明にもありましたように、国においては循環型社会形成推進基本法に基づく第2次循環基本計画により、一般廃棄物の減量や再生利用について目標が示されております。

本町におきましても、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律などの関係法令等に基づき、ごみの減量や再利用の推進を図っているところでございます。

まず、本町における家庭ごみについては、燃やすごみ、燃やさないごみ、資源物として飲食料缶・ペットボトル・飲食料ガラスビン・発泡スチロール・食品発泡トレイ・紙パックを分別収集し、本町を含む3市3町で構成する城南衛生管理組合で中間処理等を行っております。

御質問のありました廃プラスチック製ごみについては、容器包装リサイクル法に基づく再商品化の対象となっている資源物として、平成10年度からペットボトルを、平成13年度からは発泡スチロール・食品発泡トレイを分別収集しております。また、それ

以外のプラスチック製ごみについては、燃やさないごみとしております。その他プラスチック製容器包装については、処理施設に選別ラインがなかったこともあり、実施できておりませんでした。今般、城南衛生管理組合の粗大ごみ処理施設の奥山リユースセンター施設の更新を機に、新たにその他プラスチック製容器包装処理選別ラインを設置し、これまで燃やさないごみとして収集しているプラスチック製の容器包装物を分別収集し、資源物としてリサイクルする計画で、平成27年1月から試運転、同年4月には本格稼働できるよう、現在3市3町と城南衛生管理組合で協議と調整を進めているところでございます。

プラスチック製の容器包装を分別収集、リサイクルすることにより、プラスチックの原料となる石油の消費量を節減できます。また、リサイクルできるものをリサイクルすることによって、ごみの減量につながります。

今後、実施時期や収集曜日、収集対象物等の詳細については、広報などにより住民の皆様へ随時情報提供を行うとともに、状況が整えば、各区・自治会ごとに住民説明会を実施していきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 山内君。

○8番（山内実貴子） 新しい取り組みを始める、また改定となれば、なぜか、どのようにしてなどと、実際各家庭の方は不安と困惑があるものだと思います。ごみ袋透明化の際にも、いろいろな周知の仕方があっても混乱はありました。今でも、時々間違っ出してしまうということも見受けられます。詳細決定後は、速やかに、そして丁寧な対応と周知の方法で、スムーズにこのごみの減量化の取り組みにスタートできますよう、先々の計画をしっかりとお願いいたします。

2点目に、不法投棄監視カメラの有効活用とごみの見える化についてでございます。

6月2日を中心に行われました町内挙げてのクリーンキャンペーンには、本当に多くの方が美化活動に参加されました。宇治田原町には、美化・清掃ボランティアとして、環境を守る会、竹ぼうき会、切林を美しくする会など、また南友花グループ、花いっぱいサークルなどが、町全体、また各地域でも宇治田原町をきれいにしよう、花でいっぱいしようと呼びかけを力を入れてくださり、汗を流してくださっています。私も、環境を守る会のメンバーとしてごみ拾いに参加させていただく中で感じることは、ごみのポイ捨てはなかなかなくなり、今ごみを回収してきた道路にまた新たなごみが捨てられているといったことも多いのが現状だということです。

先日も、和東方面への道路に不法投棄されたごみが発見されたとのことですが、監視カメラの活用や常習的なごみの不法投棄場所をつくらないような取り組みについて、お考えをお聞かせください。

そして、宇治田原に住む方、来られる方が、宇治田原はお茶の町として、また環境もよく、花もいっぱい美しい町だと皆が思えるまちづくりを推進していきたいと思っておりますが、ごみの減量化への取り組みとして、ごみの見える化についてお考えいただきたいと考えております。

ある市の取り組みを紹介いたしますと、家庭ごみ量として平成24年度のごみの量を今年度と前年度を比較したり、1人が1日に出したごみの量として、1カ月分を前年度の同月分と比較。増減をわかりやすくし、カラフルな色で円グラフや棒グラフなどだけではなく、文字や数字でも簡単に示したものを掲示しておられます。例えば、本町の総合文化センターにある太陽光発電の発電量を示す電光掲示板や家庭で試せる消費電力計のように、目に見える形での周知をすることによって、ごみの減量化に対する意識が持てるような取り組みが必要だと思います。

このようなごみの見える化の取り組みについてどうお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（田中 修） 青山環境課長。

○建設・環境課環境課長（青山公紀） それでは、監視カメラの有効活用とごみの見える化に係る質問に御答弁させていただきます。

まず、本町では、美化・清掃ボランティアとして多くの団体や個人の方が宇治田原町をきれいにしようと日々活動していただいていることに、まずもって敬意を表すとともにお礼申し上げます。

御質問のとおり、ごみのポイ捨てや不法投棄につきましては、現行犯でなければなかなか検挙することが難しく、監視カメラにつきましても、設置している間は、そこにはごみを捨てられず、外した途端に捨てられるといった状況にあり、なかなかなくなるというのが現状でございます。

そうした中で、継続的な監視カメラの運用やごみのポイ捨て禁止啓発看板の設置、そして町の猿追い隊や京都府の不法投棄パトロールなどと連携したごみのポイ捨てや不法投棄の監視実施など、抑制に努めているところでございます。

御指摘のとおり、常態的な不法投棄場所をつくらないような取り組みも進めていかなければならないと考えます。また、ごみを投棄されないような環境をつくることも重要

であると考えております。仮に不法投棄されても、民地であれば町では撤去することができませんが、土地の所有者などと連携しながら、不法投棄に対して速やかに対応できるように努めていかなければなりません。

本質的に、ポイ捨てや不法投棄がなくなるようにするためには、一人一人のごみに対する意識の変革やごみの減量化が重要な課題でありますし、一人一人の意識改革を図るためには、目に見えるような形で訴えることも必要であると考えています。

本町においても、例年、広報町民の窓6月号におきまして、昨年度とのごみの量の比較や古紙・古布や廃油回収などの実績を掲載しているところではございますが、定期的に、1人1日に出したごみの量などについて前年度分と比較し、町のホームページ等に掲示することなど、目に見える形で周知ができるよう検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 山内君。

○8番（山内実貴子） 一人一人の意識改革のため、目に見えるように訴えることも必要と御答弁をいただきました。

監視カメラの有効利用もしっかりと検討していただきながら、まずはボランティアの方々、また多くの団体の方々とも協力しながら、ごみの温床をつくらないなど、強い執念を持ちながら、啓発等取り組んでいただきたい。また、看板等の定期的な見直しや取りかえなど、ごみの減量化についての取り組みや目に見える形での周知の仕方をぜひ御検討くださいますよう重ねて申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで山内実貴子君の一般質問を終わります。

引き続きまして、7番、谷口重和君の一般質問を許します。谷口君。

○7番（谷口重和） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告に従いまして、7番、谷口重和が一般質問を行います。

まず、最初に、地震と風水害について。

東南海巨大地震の起きる確率は非常に高まり、風水害は、京都南部地域におきまして近年多発傾向にあり、特に地震では、ことしの4月中旬には、ほぼ10日間の間に日本周辺で大きな地震が相次いだ。2年前に起きた東日本大震災も余震が頻発した。南海トラフなど次の巨大地震の前兆か、火山噴火の前ぶれか、専門家も不安は尽きないと、いろんな方面から指摘をしております。4月13日には、淡路島でマグニチュード6.3、4月17日には三宅島でマグニチュード6.2、宮城沖でマグニチュード

5. 9、4月19日に千島列島でマグニチュード7.0、4月21日、南鳥島近海でマグニチュード6.4と、10日間で5回のマグニチュード6級の地震が起きるのは妙に多いと、東大地震研究所の酒井慎一准教授も指摘して、山岡・酒井両教授は、地震発生の可能性は高い、そして前兆があろうがなかろうが、巨大地震は起きるものとし、備えることの重要性を強調しております。

もし、東南海巨大地震が起こった場合、宇治田原町ではマグニチュード6強が予想され、国・府、近隣市町村の救援が途絶えたとした場合、ライフラインは自力復旧が急務で、避難者向けの非常用品の十分な備蓄も必要であると思われます。そして、防災全般を再度チェックしなければと思いますが、その考えは。

次に、台風と大災害の対策についてですが、3月議会でも少し取り上げましたが、1953年8月14日夜、南山城水害が発生。そのときの死者・行方不明者は336人。現宇治田原町にあっても、死者・行方不明者は26人、流出戸数が74戸という歴史的な大災害になったわけであります。このような大災害でも、時がたてば忘れられつつあるように思われてなりません。この大災害を教訓として、今後生かしていくことが重要であります。約60年前8月14日そのときに、ため池の決壊や中小河川の氾濫が相次いで起こらなかつたら、被害もこれほど大きくなりません。ため池調査も急いでいただき、危険箇所は即対応していくことが、そして、重要なのは、減災・防災に努め、回復力のある社会づくりが求められると思います。

まずは、京都府で一番災害に強いまちづくりを、10年を目標に目指してみたい。私は、できると思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（田中 修） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 谷口議員の質問にお答えをいたします。

まずもって、谷口議員におかれましては、殊のほか消防・防災には何かと御尽力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

私の考えにつきましては、本町では、歴史と伝統に培われた地域力・自治力があり、防災についても自主防災会などを立ち上げていただき、自主的な活動が行われております。今後も、自助・共助・公助を有機的に組み合わせることにより、防災・減災のまちづくりを推進してまいります。

御指摘の地震の備えに対しましては、本年度は災害時における避難所の機能の充実を図るため、生活物資の備蓄や防災資機材の整備、充実を図ってまいりますとともに、自分たちの地域は自分たちで守るという自覚と連帯感に基づき、災害時における自助・共

助の考え方を実践していただいている自主防災組織については、非常時の備蓄物資や防災資機材の整備に対しまして、支援の一層の拡充を検討してまいりたいと考えております。

また、台風と大水害の対策についてでございますが、町内では60カ所のため池がありますが、一たび堤体が決壊した場合には下流域に洪水を発生させ、生命や財産に大きな被害をもたらすおそれがございます。こうした中で、農業用ため池等の安全対策につきましては、京都府と本町で実施いたしました点検調査に基づき、過日、各ため池の管理者に危険箇所等について文書で貯水位を下げる等の対策をお願いしたところでございます。

また、平成24年度に、南地区の滝の上池、平の谷池、本の谷池の3カ所のため池につきまして詳細な調査を実施いたしました。今後、調査結果に基づき、水利権者と危険箇所の修復について十分な説明と協議を重ねながら、国・府の補助事業を研究する中で、一日も早い改修に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

そのほかのため池につきましても、従来、京都府と本町で目視による確認を行ってききましたが、平成25年度の京都府の事業で45カ所のため池について詳細診断を一斉点検で実施する予定となっておりますので、点検調査結果によりまして、順次ため池の安全対策を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○7番（谷口重和） それでは、2回目の質問をいたします。

各地域、自主防災会の立ち上げ、自主的な訓練が行われており、自助・共助・公助の有機的防災・減災のまちづくりを推進していかなければならない、そのとおりであります。

大地震でほとんどの家が倒壊し、奥山田、湯屋谷地区等で地滑りなどが発生したと仮定した場合、自助のみとなりかねず、共助は難しく、公助は後日になると思われれます。東日本大震災では、公助はややおくれ、共助は至るところであり、助けてもらった、命拾いもしたと、その年の8月に仙台空港周辺で聞きました。

しかしながら、現在空港周辺はほぼ復興しておりますが、宮城県内でも平成25年5月10日現在、見て感じるところでは余りにも復興していないところが多く残っており、気の毒で震災の話聞くことも気を遣う状態でしたが、大災害に遭遇した場合、一番大事で必要なものは食料、何が何でも生きるということで、それも各家庭、個々の備

蓄が大事との声も聞きました。阪神大震災のときも、4日後に西宮の酒造会社へ企業として水、食料、ガスコンロ等、救援物資を持って数人が行きましたが、そのときも、欲しいものは水、食料、次にトイレが使えない、この答えには驚かされました。非常時の公的な備蓄物資はもちろん必要ですが、各家庭、個々の最低限の備蓄も行政より指導していく必要があると思っております。

そして、ため池の危険箇所は平成25年度事業で45カ所のため池の詳細診断を一斉点検実施する予定とのことですが、排水機能の不備な箇所の改修工事は急ぐ必要があり、一刻も早く望まれるものであります。いかがなものか、お答えください。

○議長（田中 修） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） お答えいたします。

災害時の各家庭への備蓄品につきましても、十分本町といたしましても指導してまいりたいと考えております。

また、京都府では、平成25年度にかんがい受益面積が0.5ヘクタール以上のため池について詳細な一斉点検を実施する予定をしております。議員御指摘のとおり、ため池の決壊により未曾有の災害が想定されますことから、私も、一刻も早い改修工事が必要と考えておるところでございます。まずは、調査結果に基づき、特に危険な要素をはらんでいるため池を中心に、管理者に維持管理の必要性を十分に御説明させていただき、改修が早期に必要なため池について計画的に水利権者等と十分協議を重ねながら、改修に向けた話し合いを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○7番（谷口重和） それでは、次に、防災センターと新庁舎について質問いたします。

この議題も、3月議会では庁舎は新築か改築かで質問いたしましたが、今や町長は考えてるときではなく、一刻も早く決断することが重要で、防災センター・新庁舎建設に向けての組織づくり、建設用地の決定を急ぐべきです。いつ起こるかわからない大地震、そしてゲリラ豪雨。もし、大洪水で田原川が現庁舎付近で決壊したと仮定し、庁舎が機能不能に陥った場合、文化センターで一時的にも機能が果たせるのか、長期になる場合はとても不可能と思われまます。さまざまな状況を予想した中で、想定外でしたでは許されることではないと思っております。10年後に新名神高速道路の開通が見込まれ、宇治田原インターもできる予定で、その前に宇治田原山手線全線開通、無理な場合でも、工業団地までの部分開通、そして平成29年で庁舎・防災センターの完成を確実なものにして

はいかがか、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（田中 修） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 防災・減災の観点からの庁舎等の施設整備についてお答えを申し上げます。

まず、昨年の京都府南部豪雨につきましても、本町におきましては大変多くの被害をもたらしたところでございます。また、東日本大震災などの経験により、全国的に災害応急対策活動の拠点としての庁舎の重要性が再認識されるようになったところでございます。

庁舎施設は、災害応急対策活動等を考慮した広さ及び形状とし、二次災害によりその機能等を損なうことがないように、またほかの自治体との災害応急対策活動の連携を図るため、車の動線及び駐車場、広場等の位置関係を留意した配置をし、施設内には外部からの応援者を含む多数の災害対策要員が集中的に活動できるような拠点室を確保すること等々、必要性が求められておるところでございます。

また、平常時における住民への防災知識の普及のための啓発活動や自主防災組織などの会議、研修に利用できる住民防災センター等の施設の重要性も高まっており、これらの機能を併せた複合施設としての整備も視野に入れて再点検すべきであると考え、今般、一般会計の補正予算（第2号）（案）では、庁舎等整備方針検討事業費を計上いたしておるところでございます。

この事業では、災害発生時に業務継続可能な災害応急対策活動の拠点としての庁舎等の機能や規模などを明らかにするための調査・研究を行い、今後、庁舎等の整備の方向性をしっかりと検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○7番（谷口重和） それでは、防災センター・新庁舎の建設についての2回目の質問をいたします。

今般、一般会計補正で庁舎等整備方針検討事業費を計上、この事業では、災害発生時の業務継続可能な災害応急対策活動の拠点としての庁舎等の機能や規模などを明らかにするための調査・研究を行い、今後の庁舎等の整備の方向性を検討すると言っておられますが、いつ結論を出すのか、何カ月、また何年か調査・研究をしようというのか、この問題提議は焦らずも、しかし早い結論が求められると思いますが、いかがなものか、お答えください。

○議長（田中 修） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 庁舎等の整備の方向性は大変重要であり、喫緊の課題と認識をしておるところでございます。

いつ結論を出すのかについてでございますけれども、調査の結果をもとに本年度中に方向性を出せるように、議会の議員の方々とも御相談をさせていただき、進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○7番（谷口重和） それでは、次に、町活性事業としての花火大会等の復活について質問をいたします。

宇治田原町では、今、とても好景気とは言えない中、工業団地では企業が相当数、悪いがゆえに変わり、新規分譲住宅の販売も伸び悩んでいる状態の中、魅力ある町、住みよい町、老若男女が幸せに暮せるまちづくり、山々に囲まれた交通条件が悪くとも宇治田原に住みたい、住んでよかったと言ってもらえるまちづくりを一つ一つやっていく必要があります。そのためにも、以前行われていた夏の花火大会の復活、春は花見、そして夜桜のライトアップ、それには集客をもっと考える必要があります。それに、すばらしい文化センターとのその周辺をもっと活用したイベントなりをする、一般・学生等により意味で開放してはいかななものか、町長の考えをお聞かせください。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 町の活性化事業としての花火大会等の復活について御質問でございますけれども、ふるさとまつりにつきましては、平成6年に平安建都1200年祭をきっかけに、8月の花火大会と、そして10月のお茶会の2事業でスタートをいたしております。

花火大会につきましては、町内の広い範囲で観覧が可能で、迫力のある花火が見られることから、毎年口コミで町外からの観覧客もふえ続け、宇治田原町の一大イベントとして、町内外の人から喜ばれてきたところでございます。また、地域の活性化はもとより、以前、宇治田原にお住まいであった方が、里帰りを兼ねて宇治田原に帰ってこられるなど、活気に満ちたイベントであったことは、議員御指摘のとおりであると考えております。

一方で、ふえ続ける観覧客により、路上駐車や交通渋滞など、住民生活に支障を来す事態が発生し、苦情があちらこちらで聞かれるようになってまいりました。

実行委員会では、駐車場確保のための住民グラウンドに警備員を配置し、最大限に駐

車台数を確保するとともに、交通整理員として以前からお世話になっていました消防団員に加え、警備員を増員し、交通渋滞の緩和や路上駐車への対応を行うなど、実行委員会の皆さんのお知恵をかりながら、誠心誠意対応してきたところでございます。また、さらにはJ Aや役場の駐車場を開放したり、臨時のバスを運行するなど、あらゆる手段をとってきました。

しかしながら、町内の駐車場のキャパにはおのずと限界があり、平成17年度をもって花火の打ち上げは、周辺地域での安全対策や打ち上げ場所の環境整備などの安全確保が困難であるとの判断から、中止せざるを得ない状況となったものでございます。

議員に御提案をいただきました御意見は、ほかの多数の住民からも寄せられておりますし、本町の地域活性化の牽引となることも考えられますので、今までの経過を十分検証する中で、実施場所や実施規模など、あらゆる面から研究・検討し、全ての住民の皆さんが喜んでもらえるよう、関係者等十分検討していきたいと考えておるところでございます。

また、花見につきましては、商工会主催のさくらまつりが社会福祉協議会さくら福祉まつりに形を変え、住民が花見を楽しみながら集える場として毎年開催をしていただいております。

桜のライトアップにつきましても、役場裏の河川敷に3基の投光器を設置し、桜の開花に合わせ、あざやかで幻想的な桜並木を照らし、住民の方々に喜んでいただいております。

御指摘の総合文化センターは、御承知のとおり、文化の総合施設として400人収容できるさざんかホールを備え、さまざまなイベントが開催されておりますが、野外施設を利用し、若者を中心としたコンサートの開催や休館日を活用した駐車場の開放など、その活用はさまざまな可能性を持っています。今後、町のさまざまなイベントと組み合わせるなど、関係機関とも連携・調整を図り、総合文化センターの有効的な活用について検討してまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、私は、誰もが生き生きと楽しめることができるまちづくりが基本であると考えておりますので、今後とも住民の皆さんが「好きやねん うじたわら」と言っていただけまちづくりに向けて、みんなで知恵を出し合いながら進めてまいり所存でございますので、一層の御理解と御助力を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○7番（谷口重和） 花火大会等の復活についての2回目の質問をいたします。

花火大会のみならず、イベントをするに当たっては、苦情は大なり小なりあると思いますが、しかしそれも関係各位の努力で補い、町活性のために復活せねばと思います。桜のライトアップは役場の裏だけでなく、住民グラウンド一帯もライトアップをして、桜祭りのメインとなる出店、模擬店等も多く募る必要があると思われます。そして、さざんかホールは有利な条件で、また野外施設を利用したコンサートの開催、休館日を活用した駐車場の開放とその活用はさまざまな可能性があるというのは確かです。総合文化センター、その施設は、多額の資本が投入されており、もっと活用すべきと思いますが、町長の考えをお聞かせください。

○議長（田中 修） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 先ほども御答弁申し上げましたとおり、私は、住民の皆様が生き生きと暮らせる活力のあるまちづくりを目指しておるところでございます。

花火大会やさくら福祉まつりは、本町にとりましてさらなる活性につながるイベントであり、過去の経緯を踏まえ、関係者等と十分検討してまいりたいと考えております。

また、総合文化センター施設の活用につきましても、例えば町制施行60周年を1つの節目として、周年事業に係る検討委員会を設置するなどして、総合文化センター周辺で事業が展開できるような案など、多くの皆さんの知恵をおかりしながら考えてはどうかというふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、町の活性化は大変重要な課題と認識しておりまして、議員御提案の町施設の有効活用も念頭におきまして、総合的な活性化策に取り組み、「好きやねん うじたわら」と思っただけのまちづくりを推し進めてまいりたいと考えておりますので、何とぞ御理解を賜りますように、お願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○7番（谷口重和） 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで谷口重和君の一般質問を終わります。

引き続きまして、10番、内田文夫君の一般質問を許します。内田君。

○10番（内田文夫） それでは、通告に従いまして、6月定例会の一般質問を行います。

通告の質問は2件ございます。質問の性格上、なるべく町長のほうから御答弁を頂戴したいと存じます。

それでは、第1問、町組織機構についてでございます。

当町では、平成17年4月1日付で、総務・事業・民生3部長制度を廃止されまして、

課長制をとられることになり、今現在もそのシステム下で運用をされています。当時、この件を新聞紙上で拝見した折、少なからぬ違和感を覚えた記憶がございます。

この課長制のもとで、議員として昨年12月の議会より一流れの議会及び各委員会を経験させていただいた中で、部長制再配置の必要性を痛感しているところでございます。長年の町職員、行政経験を有した前町長が施行された一極集中的な組織機構が、必ずしも評価できるものではなかったのではないかと存じておるところでございます。

新しい議会の意識改革が大幅に進んだ中、副町長の選任が目下無理な状況のもと、このシステム下では課長職に必要以上の負担を強いるとともに、職員全体のモチベーションの高揚を阻害することになるのではと危惧をするところでございます。できるだけ早期に、部長制あるいは室長制を再設置するほうが賢明だと思いますが、町長の御所見を伺います。

○議長（田中 修） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 内田議員の部長職再設置等についてお答えをいたします。

平成17年4月1日をもって宇治田原町第3次行政改革大綱「いきいき宇治田原」に基づき行政組織の見直しを行い、部を廃止したところでございますが、これは、急速な町財政の悪化や地方分権の進展に対応する組織を整備したところでございます。

まず、専決事項を見直し、下位の職へ委ねることにより組織をフラット化することで、迅速かつ効率的な事務事業の執行を図ったもので、さらには町政の特色を前面に押し出し、主要な施策を推進するための特務を受けた室を創設することで、よりきめ細かな重要な施策の実施を目指したところです。

また、これと並行して定員適正化計画により職員数を抑制し、組織のスリム化にも取り組んでまいりました。地方分権による権限移譲で事務事業が増大する中で、三位一体改革の影響による赤字体質から脱却するため、組織のフラット化・スリム化により、平成17年度と比べ、5名の職員数の削減を達成したところでございます。

こうした中ではありますが、私も町長に就任して以来、部制の再創設については町の重要課題及び施策の推進に当たりマネジメント面でのメリットも考えられるところもあり、本町の財政が予断を許さない状況にあります。住民の皆さんにしっかり対応していく組織として総合的に検証する必要があると認識をしておるところでございます。

平成22年度の組織改正以降、毎年、組織検証のためのヒアリングを実施し、組織の点検と検証を行ってきておりますが、引き続き組織検討の中で、限られた人員の中でのよりよい組織の実現に向けて早急に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理

解賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 内田君。

○10番（内田文夫） 非常に前向きな答弁と受け取りました。限られた少ない人員のもとで、3部長制度が無理なら、総務建設、文教厚生の2つの各常任委員会を統括する2部長制度をとられ、所轄課のトータルマネジメントを真摯に行うとともに、責任の所在を明確にし、何よりも諸案件の処理のスピード化を図ることが必要だと存じます。

早期の再設置を希望して、1問目を終わります。

続いて、第2問、職員給与問題について御質問を申し上げます。

東日本大震災を踏まえ、防災・減災事業、地域活性化に対応する財源確保のため、国家公務員の給与が昨年4月から平均7.8%カットされ、国が地方にも引き下げを要請して、各自治体が7月から給与カットをする前提で、地方交付税を減額することになります。近畿圏の86%の自治体の給料は国を上回っており、来春の消費税増税を控え、住民の視線も厳しくなっているところであります。

そんな中で、近畿2府4県の自治体の92%が給与の引き下げを検討しておるとの報道であります。本町でも、ラスパイレス指数が104.7、そして自治体の年齢構成を国に合わせてはかるパーシェ指数が103.8と、高い水準にあります。現時点で職員給与改正条例が提出されていない状況で、当町はいかにされるおつもりなのか、御所見を伺います。

○議長（田中 修） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、職員の給与についてお答えをいたします。

国は、ラスパイレス指数を根拠に、地方公共団体に対して職員の給与減額支給の技術的助言を行っています。

ラスパイレス指数は、国の行政職俸給表1の対象者約14万人に対して、宇治田原町の一般行政職84人の学歴区分と経験年数ごとに諸手当を除いた給料のみの相対関係が示された数字であり、同学歴の国の職員の給料カーブと本町職員のそれとの乖離を示したものでございます。

また、本町では、各区分の人数が10人にも満たないケースがほとんどであり、1人の職員の経験年数の増が数字に大きく影響を与えることとなります。

高学歴の区分に属する職員のラスパイレス指数は、国の減額支給後の給料と比較しても適正なラスパイレス指数を示しており、今後、職員の代謝により、高い指数を示す区分は、自然に解消されていくものと推察できます。

また、地方公務員の給与や給与制度は、自治体ごとに大きく異なっているのが実態です。国家公務員の給与や給与制度を決定するため、毎年、人事院勧告がなされていますが、多くの自治体では独自の人事委員会を持たないため、この人事院勧告をよりどころにして、給与や給与制度を決定しています。労使関係や財政状況などから、人事院勧告について全て準用している自治体は極めて少数である中で、本町では人事院勧告の準用を基本姿勢に、給与・給与制度の改正を行ってまいりました。

したがって、近隣の自治体と比べても、給与・給与制度については、適切に改正されてきたと言えるところでございます。

しかしながら、現在、本町においても人事給与制度等検討委員会の中で給料減額については検討しており、近隣市町村の動向も見きわめながら、引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 内田君。

○10番（内田文夫） 御答弁の趣旨は、当町においては今までの給与の見直しで十分対応ができており、今回、国にとやかく指図されるものではないとして、近隣市町村の動向を見据えて判断をすることとありますが、御承知のように、全国的にも本日の京都新聞に出てますが、50%が、49.7%がもう自治体として検討しておる、そういう状況のもと、また隣の城陽市、田辺市、宇治市も実施をしたいとの報道がある中で、この給与の見直しは避けては通れるものではないと思います。これも、来年3月までの時限立法なので、早急に職員組合と折衝、協議され、年次間格差の配慮を最大限考慮して、実施に踏み切られることを切に要望して、私の質問を終わります。

○議長（田中 修） これで内田文夫君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。午後1時30分から会議を再開いたします。

休 憩 午前11時50分

再 開 午後 1時30分

○議長（田中 修） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

5番、今西久美子君の一般質問を許します。今西君。

○5番（今西久美子） それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、1点目は平和施策についてであります。

非核平和都市宣言についての町長の御認識をお伺いしたいと思います。

宇治田原町は、1989年平成元年に大変すばらしい非核平和都市宣言を行っております。短い文章ですので、読み上げたいと思います。

真の恒久平和は、人類共通の念願である。しかるに、核・軍備の拡張は依然として強まり、世界平和、人類の生存に深刻な脅威をもたらしている。我々は世界最初の核被爆国民として核兵器の恐ろしさ、被爆者の今なお続く苦しみをかみしめ、この地球上に再び広島、長崎のあの惨禍を繰り返させてはならないと、全世界の人々に訴えるものである。ここに我々は、日本国憲法に掲げられた恒久平和の理念を日常の生活の中に生かし、子々孫々継承するために、非核・平和都市たることを厳粛に宣言するものである。

この宣言文につきまして、まず町長の御所見をお聞きをしたいと思えます。

○議長（田中 修） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 今西議員の御質問にお答えをいたします。

御承知のとおり、本町におきましては平成元年6月28日に町議会において宇治田原町非核・平和都市宣言の決議をいただき、同年10月27日に告示されました。私も、宣言にあるように、68年前のような惨禍が二度と繰り返さないよう、核兵器廃絶と恒久平和の実現を訴え続けていくことが重要だと考えております。町制50周年記念事業で、平和・感謝・希望を祈念してモニュメント平和の鐘を製作いたしました。世界の多くの日々に平和に対する思いが鐘の音色とともに届くことを切に願っておるところでございます。

核兵器のない平和な世界に向けて、今を生きる私たちはさきの大戦が遠い過去にならないよう、戦禍に尊い命が犠牲となったこと、今日の平和な日本を構築してきた諸先輩の努力があったことを決して忘れず、次の世代に非核平和の理念を継承していかなければなりません。戦後68年たった今でも、世界には全世界を何回も滅ぼせる数万発とも言われる核兵器が存在します。世界で最初で最後の被爆国民となるよう、今後も町内の各種団体等の皆様方と協力し合いながら、非核平和都市推進協議会におけます広島平和体験学習や平和のつどいなど、さまざまな活動を展開してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） ただいまの御所見をもとに、次の質問に移りたいと思えます。

平和市長会議への加盟についてお聞きをいたします。

広島市、長崎市は1945年、昭和20年8月原子爆弾の投下により一瞬にして廃虚と化し、数多くの尊い命が奪われました。原子爆弾は、戦後60年以上経過した今でも放射線による後遺障害や精神的な苦しみを多くの市民に残しております。このような原子爆弾による悲劇が二度と地球上で繰り返されることのないよう、広島、長崎両市は一

貫して世界に核兵器の非人道性を訴え、核兵器の廃絶を求め続けてこられました。
1982年、昭和57年6月24日、国連本部で開催をされた第2回国連軍縮特別総会
において、当時の荒木広島市長が、世界の都市が国境を越えて連帯をし、ともに核兵器
廃絶への道を切り開こうと、核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画を提唱し、広島、
長崎両市長から世界各国の市長宛てに、この計画への賛同を求められたところでありま
す。

この平和市長会議は、核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画に賛同をする世界各国
の都市で構成された団体で、NGOとして登録をされております。

本年の6月1日現在で、世界156カ国5,645都市の賛同を得ており、そのうち
日本国内からは全市区町村の76.1%に当たる1,325都市が加盟をしています。
京都府下では、先日前隣の井手町と舞鶴市が加盟をされまして、26市町村中、まだ加
盟をしていない自治体は宇治田原町を含め、6自治体となりました。先ほどの町長の御
所見とこの平和市長会議への加盟については、何も問題になるところはないかというふ
うに思います。非核平和都市宣言をしている宇治田原町としても、ぜひ加盟をしていく
べきであると思いますが、その点、どうでしょうか。

○議長（田中 修） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） ただいま、御質問いただきましたように、広島市長が核兵器廃絶に
向けての都市連帯推進計画を提唱し、世界の都市に連帯を呼びかけたことが契機となっ
て設立された平和市長会議と非核平和都市宣言をした本町の核兵器廃絶や平和への願
いは共通するものだと考えておりますので、加盟につきましては今後前向きに検討させて
いただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） 前向きに御検討いただけるという御答弁でございました。ことし
は、先ほどの非核平和都市宣言からちょうど25年目の節目となります。ぜひとも、こ
の機会に御加盟の御決断をいただきたいというふうに思います。

次に、戦争の記録を後世に伝えることにつきましてお聞きをします。

毎年、町主催の戦没者追悼式が行われているわけですがけれども、このときに遺族の代
表の方が追悼の辞を述べられております。その中で、みずからの戦争体験を語られてお
ります。戦後68年目を迎える今、戦争体験者は減っていく一方であります。先ほども
ありました、二度と悲惨な戦争を繰り返すことがないよう、風化をさせないためにも、
今こそ戦争体験をしっかりと後世に語り継いでいく、伝えていくことが必要ではないか

というふうに思います。体験者の聞き取りも含めて、きちんと記録に残していくべきかと思うわけですが、その点、どうでしょうか。

○議長（田中 修） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 御指摘のように、戦争を知る世代は、本町のみならず全国で年々高齢化してきております。被爆地でも、みずからの被爆体験を語り継ぐ語り部活動をされている方の高齢化が進んでおります。御承知のとおり、本町におきましては、非核平和都市推進協議会の取り組みであります広島平和体験学習や長崎平和友好特使派遣事業などを通じて、次世代を担う青少年に戦争や核兵器の恐ろしさを伝え、語り継いでもらおうとしております。これからも、これら取り組みを継続して実施していくことが未来へ向けての平和への大きな力になると考えております。このように、被爆地を訪れ、きちんとした資料等をもとに、被爆、戦争の実相を正しく学ぶことが、戦争体験を後世に語り継いでいくのにふさわしい方法だと考えております。議員からの御提案ありました記録を残しておくということも1つの方法だと存じますので、貴重な御意見だと承りたいと存じます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） 宇治田原町は、非核平和都市推進協議会の主催で、毎年広島や長崎に小学生、中学生の派遣をしていただいていると。そのほかにも、先日も折りました折鶴とか、さまざまな取り組みをしていただいているということにつきましては、十分に認識をしております。被爆地での戦争体験を聞くことも、核兵器の恐ろしさを後世に語り継ぐ上で本当に大事なことだというふうにも思っております。ただ、戦争は本当に遠いところであったという、広島や長崎だけのことではなくて、この宇治田原町にもやはり悲惨な体験をされた方が、戦争の体験をされた方が現におられたということも、戦争を知らない世代にしっかりと伝えていく必要があるんじゃないかというふうに思うんです。宇治田原での体験というのは宇治田原の人でしかわからないことでもありますし、どういう形で残していくかは別として、先ほど申しあげました遺族代表の方の戦没者追悼式での追悼の辞ですね、それとか、以前平和のつどい、8月に開催されます平和のつどいの中で戦争体験を語られた方もおられました。こういう中身につきましては、非常に貴重なものだというふうに思うわけです。この辺をきちんと残していく、どういう形で記録としておいていくか、おいといて、しっかりちゃんと残していくことが大事だと思いますけれども、その点はどうでしょうか。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 先ほども御答弁いたしました。記録を残しておくということは非常に重要と認識をしております。以前に、平和のつどいで、平和の語り部として「私たちの町にも戦争があった時代」と題して町内の方にお話をいただいた記録や、また追悼式での追悼の辞として遺族代表の方にお話をいただいた内容などを後世に記録を残す方法につきましては、今後引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） 先ほども申しました、高齢化が進んでいると、体験者が本当に年々少なくなっていく中で、本当に今しかないというふうに思っておりますので、ぜひとも御遺族の方のお話の聞き取りも含めて後世に残していく取り組み、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

それでは、2問目の教職員の超過勤務の問題につきまして質問をいたします。

まず、実態調査の結果とその後の改善点についてお聞きをいたします。

教職員の勤務時間は1日7時間45分、週38時間45分とされております。また、1日の勤務時間が6時間を超える場合には45分間、8時間を超える場合には1時間の休憩時間を勤務時間の途中におこななければならないとされています。しかし、実際今の学校現場はとても休憩をとるような余裕はなく、長時間過密労働が深刻化をしています。全国的には、健康が脅かされ、精神疾患による病気休暇の教職員も増加傾向にあります。宇治田原町におきましても、夜遅くまでの勤務や持ち帰り仕事、中学校においては土日のクラブ活動の指導など、時間外勤務が非常に多いのが実態となっています。今、いじめや体罰など、大きな社会問題となっておりますけれども、この先生方が本当にゆとりを持って心身ともに健康で子供たちの教育に当たることこそ、子供たちに行き届いた教育を保障していく上で極めて重要であると考えます。

2010年の3月議会におきまして、こういった教職員の超過勤務の改善と勤務実態調査の実施について質問をさせていただきました。一昨年には実態調査を実行していただきましたけれども、その結果をどのように分析をされたのでしょうか。また、その結果を受けて改善された点についてお聞きをいたします。

○議長（田中 修） 光嶋教育次長。

○教育次長（光嶋 隆） 実態調査につきましては、平成23年11月28日月曜日から12月4日日曜日にかけての1週間、常勤の教職員を対象に実施いたしました。

内容に関しましては、対象期間中におきましてどのような業務を行うために、どれだ

けの時間、超過勤務を行ったかを問うものでございます。その結果、小学校においては、教科指導及び教材準備業務、児童の直接指導、成績処理にかかる業務などが多く見受けられ、中学校においては、これらに加えて部活動の指導が理由として上がっています。

結果の分析から、児童・生徒一人一人の能力に応じた学習指導を行うなど、きめ細かな対応を図っていただいている結果のあらわれであると考えておりますが、同時に各教職員が相当の超過勤務を行っていることが事実として認められました。こうしたことから、学力充実のための補助教員、特別支援教育のための補助教員、図書館司書職員を各学校ごとに町単費で配置し、教職員の負担軽減につながるよう対処したところでございます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） 実態を見ていてもわかりますけれども、今回の調査の結果、学校の先生方が相当の超過勤務を行っているということが事実として明らかになりました。教育長は長年現場で教育に携わってこられた方ですので、十分その大変さ等も御承知だと思いますけれども、労働基準法や労働安全衛生法の観点から現場教職員の今のこの勤務実態につきまして御見解をお聞きしたいと思います。

○議長（田中 修） 西出教育長。

○教育長（西出維久雄） 今西議員の2回目の御質問にお答えいたします。

昨今の教育現場の状況から、各教職員の先生方には大変な御苦勞をおかけいたしておりますことは、本当に深く感謝いたしているところでございます。教職員の超過勤務を減らすために、毎年4月に府教委が時間外勤務の縮減にかかる通知の文書を配布いたしておりますけれども、そういった文書を教職員の先生方に全員に配布するとともに、毎週1回ノー残業デーを設置すること、また中学校における土曜日と日曜日の2日間、連続した対外部活動の設定は顧問の教職員のみならず生徒の疲労の蓄積にもつながることもありますので設定しないと、この2点を年度当初の校長会において指導したところでございます。しかし、学校現場におきましては、御指摘のように、過度の超過勤務をこなさなければならない、そういった状況にあるのは事実でありますので、関係法令との問題のみならず、教職員自身の心と体の健康の問題にも大きくかかわることとして、何らかの対応策を打つ必要があると考えているところでございます。

こうした対応策の1つといたしまして、先ほど教育次長が答弁さしていただきましたように、町単費による職員の加配を行ったところであります。しかし、これにより全て

解決したとは言い難いと思っております。こうした問題は本町のみには起こり得るものではなく、府全体での問題と認識いたしますことから、今後さまざまな機会を通じまして府教委に対して現状を訴えるとともに、対応策を御検討いただけるよう積極的に働きかけてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） ただいまの御答弁の中で、教職員の超過勤務を減らすために毎週1回ノー残業デーを設置すること、中学校においては土、日2日間連続した対外の部活は設定しないと、こういうことを校長会で指導したということでしたけれども、このノー残業デーというのは本当に実施をされているのでしょうか。また、中学校における土、日の部活動、連続した部活動は本当にされていないのでしょうか。その辺の実態をお聞きしたいと思います。

○議長（田中 修） 光嶋教育次長。

○教育次長（光嶋 隆） ただいま頂戴いたしました御質問に対してでございますけれども、まずノー残業デーの実施につきましては、教育長、申し上げましたように、校長会において指示をいたしております。それに基づきまして、学校のほうで指導していただいておりますというふうには聞き及んでおりますけれども、やはり先ほどの答弁とも重なります部分でございますが、学校現場における実態から申しまして、なかなか難しいというような声は校長のほうからも聞いております。そのあたりが先生方まで全て行き届いて実行されておるかということについては、引き続き我々のほうも十分現場を検証する中で徹底をしてまいりたいというふうに考えております。

一方、部活動の問題につきましては、これはやはり先生の問題と同時に生徒の健康面の問題ということがありますので、これは事故等が発生をいたしますと、取り返しのつかない問題になるということで、これもあわせて、これ、中学校のほうになりますけれども、学校長のほうに指示をいたしまして、十分徹底をするようにということで指示をいたしております。校長のほうからは特段問題があるというようなことについては報告がございませんので、指示のとおり実行されておるものという認識を持って当たっております。

以上でございます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） 何人かの先生にもお聞きをしたんですが、教育長、ノー残業デー

など聞いたことがないというふうにおっしゃっておいりました。そもそも、先ほど次長もお答えいただきましたけれども、ノー残業デーなんて設定をしたところで、先生方は家に仕事を持ち帰るだけなわけですよ。仕事の総量が減らない限り、解決しないというふうに思います。教育長、御答弁先ほどありましたけれども、加配、この間、今年度も特別支援加配も町単費で配置をしていただきました。確かに、本当にありがたいというお声はお聞きをしております。ただ、それで全て解決したとは言い難いという御認識を示されました。また、何らかの対策が必要だということも御認識をいただいております。今後のさらなる改善策をどのようにお考えでしょうか。

1つは、補助教員、特別支援加配、また図書館司書の配置。本当に、宇治田原町として頑張っているというふうに思っておりますけれども、この配置をすることで、どれだけ負担が軽減をされたのか、それをしっかり検証していく必要があるかと思うんですね。再度の実態調査を実施すべきではないかというふうに思うんですが、どうでしょうか。

また、小学校におきましては、他府県ではもう本当に当たり前になっております専科教員、例えば音楽や家庭科や体育、理科といった専門的な技術を要する教科につきましては、専科教員の配置をされている都道府県が非常に多いということですが、京都府は配置されておられません。この点については、きちんと府にしっかりと要望していただきたいし、府が無理なら町単費でもぜひ御検討をいただきたい。さらには、中学校においては、先ほどの子供の指導のほかに、部活動というのが非常に超過勤務の理由となっているということが、調査の結果、わかりました。新しい学習指導要領では、先ほど御答弁にもありましたけれども、部活動の意義や役割が再認識されるとともに、部活動実施するに当たって実施形態の工夫や休養日、活動時間を適切に設定するなど、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することの必要というのが、明記をされました。ノー部活デーや社会人講師の、今一部採用もしていただいておりますけれども、さらなる導入などについてのお考えをお聞かせいただきたい。

○議長（田中 修） 光嶋教育次長。

○教育次長（光嶋 隆） 今後の対応ということで答弁申し上げたいと思っております。

学校現場におきましては、児童・生徒の状況が年々異なることに加えまして、教職員の異動等も重なりますことから、超過勤務の実態が毎年全く同じであるとは考えづらい側面がございますが、特段の要因がない限り、その内容はおおむね同様ではないかというふうに考えております。このようなことから、実態調査をあえて毎年実施する必要は

ないという判断をしておりますけれども、当面は前回実施した結果を踏まえて対処しながら、必要に応じてそういった現場の状況も把握してまいりたいというふうに考えております。

小学校における専科教員による対応につきましては、学力充実対策という面と小学校教諭の時間的余裕の創出という面において有効な方策の1つであると考えますけれども、この件に関しましては府教委とも十分協議をしなければならない問題でありまして、軽々に結論づけられる問題ではございません。町単費での対応という考え方もございますが、財政的な事情の中でどこまで可能であるかと言えば、厳しい側面を有しており、十分な議論と検討が必要であると考えておりますので、その時々状況を判断しながら進めてまいりたいと考えております。

また、中学校における部活動指導につきましては、各教職員の熱意をもってこれに対応いただいております、各分野において優秀なる成績を収めることにつながっていると感じておりますが、御指摘のように、熱心な指導を行うがゆえに、休日をも返上したスタイルが日常的になっている教職員も見受けられるところでございます。こうしたことは教職員自体に負担となっているばかりでなく、実際に部活動を行う生徒に対しても少なからず影響があるのではないかと推測されるところであり、何らかの対策が必要であると考えております。

なお、ノ一部活デーの導入や社会人講師の増強といった方策も選択肢の1つであると思っておりますけれども、何を選択するかにつきましては、中学校とも十分協議をし、適切な選択を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） 町長がいつもおっしゃいます、子供は宇治田原の宝だと。その宝である子供たちの教育に携わっていただいている先生方の勤務の実態が、今のままで本当にいいとはとても思えません。何らかの対策が必要だという御認識もいただいているわけですが、そういう意味でも、少しでも改善に向けた取り組みをするという必要があるんじゃないかと思うわけです。中学校とも十分協議をするというお話もありましたけれども、そういう対策を検討する場を、どこかでそういう検討する場を設置する必要があるんじゃないかなと思うわけですが、この点はどうでしょうか。

○議長（田中 修） 光嶋教育次長。

○教育次長（光嶋 隆） 教職員の勤務環境に関する問題は、当方のみならず府教委とも十分な調整を図りながら対応すべきものと認識をしております。ただいま御指摘いただ

いております件に関しましても、その範疇に含まれるものであり、状況を把握する中で府教委に御相談するなり、お願いするなりしながら進めてまいりたいというふうに考えております。したがって、検討する場の設置につきましても、その中の1つでありますことを御理解いただきますようお願いをいたします。

なお、現場の状況把握につきましては、引き続き学校と連携を図りながら、教職員の超過勤務が少しでも軽減するよう、各校長には引き続き適切な学校運営を指導してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） 学校の先生方は府の職員さんですので、町の職員さんではないので、そこは十分わかるわけですが、それでも教育委員会には教職員の勤務時間を適切に把握、管理をし、長時間の時間外勤務の解消に努めるとともに、全ての先生方が健康に働くことができる勤務条件を確立するという責務があるかというふうに思います。具体的に本当にどうしていくのかということをご希望したい、さらには府教委に対して、先ほどもありましたけれども、しっかりと現場の実態を伝えていただいて、教員の増員または超過勤務の解消に向けた対応策を強く要望していただきますように、お願いをいたしまして、質問を終わります。

○議長（田中 修） これで今西久美子君の一般質問を終わります。

引き続きまして、4番、安本修君の一般質問を許します。安本君。

○4番（安本 修） それでは、通告に従いまして質問いたします。

まず、第1に、町長の政治姿勢についてお聞きをしてみたいです。

今、国民的な議論になりつつある憲法96条の改正、これについてはどのように考えるのか、お聞きをいたします。

次、2つ目、環境問題についてお聞きをいたします。

まず、田原川が汚濁しているという問題であります。これは、贅田谷川が役場裏の田原川に合流する地点、ここが濁っているとの情報を得まして調べてみますと、晴天続きのときでも濁っているという状態にあったわけでありまして。この現状をどのように見ているのか、対策はどうしていこうとしているのか、お聞きをいたします。

さらに、お茶の町にふさわしい景観をどのようにして確保していくのかという問題についてお聞きをいたします。特に、立川平岡、大下地区などに見られる景観については、お茶の町にふさわしいとは言えないものであります。何らかの対策はできないものか、

お尋ねいたします。

次に、交通安全対策についてお聞きをいたします。

特に、立川平岡から大道寺地域へ抜ける朝夕の安全対策についてどういうふうにしていこうとしているのか、お聞きをいたします。

最後に、開発についてお聞きをいたします。

特に、新市街地の開発、先ほどからも質問がありましたけれども、この開発と企業誘致の見通しについてはどうなっているのか、お聞きをいたします。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（田中 修） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、安本議員の質問の中の憲法96条の改正についてどう考えるかについてお答えをいたします。

御承知のとおり、憲法第96条は、憲法の改正手続を規定した条文であります。今、この憲法第96条を改正し、憲法改正手続を両院の3分の2以上の賛成から過半数の賛成にハードルを下げようとする動きがあります。

憲法は我が国の最高法規であることから、この改正はより慎重な手続が求められると、私は思っております。

昨今、論じられております憲法第96条の改正はあくまで手続論であり、本質的な議論でないことから、これを先行して改正するような手法には不賛成と申し上げざるを得ないと考えおるところでございます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 青山環境課長。

○建設・環境課環境課長（青山公紀） 続きまして、私のほうからは田原川の汚濁対策に係る質問に答弁させていただきます。

まず、汚濁の状況についてでございますが、5月の中旬ごろから役場裏の田原川と贅田谷川の合流点において、晴天時においても贅田谷川から、時折、濁水が出てきている状況が見られております。

原因につきましては、現在贅田谷地内で行われている砂利採取行為地（有限会社二和産業）から排出されている雨水の排水が大きな原因と思われれます。

砂利採取行為に当たっては、採取地内に雨水流入容量を確保できる全量カット方式の防災池、いわゆる調整池を設置し、区域外には土砂等が流出しないようにしており、防災池に貯留した雨水は、晴天時に、清水池、いわゆる沈砂池でございますが、そこにポ

ンプアップして清水のみを道路側溝を経て贅田谷川に排水するよう、計画をしております。

また、運搬車による道路への土砂落下防止対策として、出入りにタイヤ洗い場を設置し、付着した土砂を取り除くよう対策を講じているところでございます。

濁水の詳細を調査したところ、タイヤ洗い場の使用水を防災池、いわゆる調整池には戻さず、濁った水をポンプアップにより清水池、いわゆる沈砂池に流入させ、濁水に含まれるニコと呼ばれる砂の微粒子を沈殿させないまま、町道側溝に放流していたことが判明しました。

このため、タイヤ洗い場の使用水を防災池、調整池に戻し、澄んだ水のみを清水池、いわゆる沈砂池に送り、かつ清水池からは澄んだ上水のみを場外へ放流するよう、排水管の設備を改良するように指導を行いました。

今後も、週1回の砂利採取地パトロールや、日々、田原川の状況を確認し、対応してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 黒川建設課長。

○建設・環境課建設課長（黒川 剛） 私のほうからは、お茶の町にふさわしい景観確保並びに新市街地の開発と企業誘致の見通しにつきまして御答弁させていただきます。

まず、お茶の町にふさわしい景観確保についてでございますが、町内各地で散見されます野積み行為につきましては、周辺環境との調和、安全性の確保といった側面から、これまで全面禁止を前提とした検討を行ってまいりました。この全面禁止の検討段階におきまして、関係者の意向を確認しましたところ、企業をはじめといたしまして、本町住民の皆様方の諸活動に支障を及ぼすことが明確になってまいりました。

そのため、屋外における堆積行為を行う場合には、周辺景観への影響を抑制し、かつ安全性を確保するための基準作成により誘導することが望ましいと判断いたしました。

今後、具体的な基準を検討し、開発指導の基準となっております宇治田原町快適・安全な環境づくり条例に必要な規定を設けることにより、対応してまいりたいと考えております。

改正に当たりましては、商工関係者の意向を考慮し、町開発審議会にも御相談した上で具体的な基準づくりを行ってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、新市街地の開発と企業誘致の見通しでございますが、新市街地北部ブロックの開発計画につきましては、事業者の事情により、許可を受けた事業計画を一旦廃

止されました。当該事業については、都市計画法及び森林法の許可を受けております。森林法の許可条件として一定期間内に工事を完了することとなっておりますが、この期間内に工事を完了できないことから森林法の許可が無効になることに伴い、都市計画法についても事業の廃止手続を行ったものでございます。

再度、事業計画を立案した後、関係手続を進めるとともに、地元住民の皆様方にも事業の内容について説明することが予定されているところでございます。

企業誘致についてでございますが、昨今の企業意向といたしましては、すぐに建築できる用地の有無、すぐに企業活動できる空き工場があるかなど、短期的に判断される傾向にあります。

現在、開発許可を廃止し、造成にも着手できていない段階では、具体的に企業に働きかけることができない状況でありますので、立地意向については現時点では不明でございます。

今後、開発整備が具体化していけば、京都府とも連携して積極的に誘致活動を実施してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 山下総務課長。

○総務課長（山下康之） それでは、安本議員の交通安全対策について御答弁申し上げます。

立川平岡、大道寺地域の生活道路における交通安全対策についてでございますが、当該路線については、渋滞する国道から工業団地への抜け道として通過する車両が多く、中にはかなりのスピードで走り抜ける車両もあるため、以前から地元区やPTAなどで通学時間帯の交通事故の発生が非常に懸念されているところでございます。

町では、このような状況に鑑み、交通安全対策の一環として平成18年度より毎月1回交通安全の日として、有志職員による当該箇所を含む町内5カ所において、通学時間帯の交通安全推進街頭啓発活動を実施するとともに、「危険 事故多し スピード落とせ」等の各啓発看板を設置するなど、交通規範の意識向上を呼びかける取り組みを実施してきたところでございます。

また、平成23年7月には、工業団地管理組合や関係地区の区長さん、また田辺警察署から組織する生活道路等における交通安全対策会議を設置し、平岡、大道寺地域の道路をはじめとする生活道路の交通安全対策について幅広い観点から検討協議を進めてきているところであります。

また、工業団地管理組合におかれましても、多くの車両が工業団地に通勤する中、交

通安全対策の一環として、国道から町道郷之口湯屋谷線への進入口に工業団地管理組合独自の看板として、「進入禁止・通学路 工業団地関係車両」の看板を設置するとともに、平成24年の2月からは、工業団地通勤車に対し、緑色の安全運転ワッペンの取り付けなど、運転マナー向上の徹底を図っていただいております。また、あわせて、昨年2回、当該路線においても工業団地通勤車に対する運転マナーの現場検証も実施していただいているところでございます。

町ぐるみでのこうした取り組みにより、以前に比べると当該路線を通過する車両の運転マナーの向上も見られ、また交通量についてもピーク時の225台から今大きく減少し、昨年10月には179台となるなど、各種の交通安全対策の取り組みの成果があらわれてきていると存じております。

また、今年度には交通安全対策としてのり面に壁を立てる手法により、町道郷之口湯屋谷線と町道郷之口鷲峰山線の交差点から大道寺自治会館までの区間の道路拡幅を予定しているところであり、また近接した場所に小学生通学路の集合場所もあるため、路側線を設置し、通行スペースの明確化により安全性の確保に努めていきたいと考えております。

交通安全対策につきましては、車両を運転するドライバーのマナーや意識にかかわることが大変大きいため、なお一層の啓発活動に力を入れるとともに、今後とも引き続き生活道路等における交通安全対策会議において協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中 修） 安本君。

○4番（安本 修） 今、町長からも答弁ありましたけれども、憲法96条の改正につきましては、町長は不賛成というふうに表明をされました。賢明であるというふうに思います。96条の改正につきましては、単なる手続論、また形式論の問題ではないと思います。近來の立憲主義につきましては、主権者である国民がその人権を保障するために憲法によって国家権力を縛るという考え方に立っております。そのために、憲法改正の要件も、時の権力者の都合のよいように憲法を改変するということが難しいようにされているわけであります。そのことは、世界の主要国でも当たり前の原則となっておりまして、国会による憲法改正の発議要件を現行の要員の3分の2以上から過半数にすることにつきましては、立憲主義そのものの否定であるというふうに思います。憲法が憲法でなくなる、大変、大改悪につながる、ほかならないものであるというふうに考

えております。

したがいまして、憲法第96条改正の町長の考え方につきましては、ごく当たり前と言えども常識あるものと評価をしたいというふうに思います。

それから、田原川の汚濁につきましては原因もはっきりしたということで、今後の様子を見守りたいというふうに思います。また、お茶の町にふさわしい景観をどうつくるかということにつきましては、企業活動の点からも大変難しい問題ではありますけれども、引き続き条例等を活用していただきまして、努力をしていただきたい、このように考えます。

それから、開発は後に回して、まず交通安全の問題につきましては、答弁にもありましたけれども、この間、町行政もちろんですけれども、PTAあるいは工業団地管理組合、関係者の皆さんの知恵を結集をして対策をしていただいているところであります。しかし、残念ながら抜本的な対策にはなっていないというふうに考えます。もうね、亀岡の事故もありましたけれども、ああいう事故が起こってからではほんま遅いわけです。そこをどうするかということは、やっぱり徹底して努力をしていただきたいというふうに思います。

特に、この間、私、朝夕のラッシュ時の車の台数を調べましたけれども、残念ながら減っていません、ふえております。朝7時半から8時半の1時間でしたけれども、この時間帯で先週の7日の金曜日に東行きが246台、西行きは27台、それから今週になりまして10日の日月曜日、これは東行き230台、西行き20台。それから11日の火曜日、東行きが240台、西行きは24台。水曜日は、220台走っております。西行きは24台。きのう、木曜日は208台走っております。こういうようなことで、大変、これは公道ですので、通行規制は簡単にできないというのはよくわかるんですけども、走る、通る車を通るなというふうには言えないのが現状で、言えばそうなのかもしれませんが、やはりスピードをかなり出して走る車が大変多いというふうに見受けました。そういう点で言いましても、先ほど道路拡幅も含めて対策をしたいというふうに答弁ありましたけれども、単なる拡幅というのは、かえって危ないという面もあるので、そこはやっぱり拡幅しながらも、スピードを出さないような方策、車がスピードを出されないような方策、これはやっぱり構造的に検討をお願いしたいというふうに思います。そういう意味では、町長も、この路線についてはまだ知っておられないと思いますので、ぜひ一度朝夕の……、まあ、朝ですね、ラッシュ時に一度見ていただきたい、これを要望しておきます。

それから、開発問題ですが、特に企業誘致の問題につきましては、前町長時代にも多額の血税を使って、種をまく、先行投資やということで、鳴り物入りで道路整備等図られて、ずっと道が、そのまま通行どめになったままになっています。そういう点では、種が既に腐っているんじゃないかというふうに思うぐらいではありますが、そういう意味では、今後やはりこのままでは心配やという点もありますし、ぜひもっともっと努力をしていただきたい、大変なときではありますけれども、企業誘致という点では、やはり町のためにもぜひ町長先頭にして頑張ってください。

以上、要望をしまして質問を終わります。

○議長（田中 修） これで安本修君の一般質問を終わります。

引き続きまして、9番、奥村房雄君の一般質問を許します。奥村君。

○9番（奥村房雄） それでは、通告に従いまして、9番、奥村房雄が一般質問をさせていただきます。

まず、災害対策についてお尋ねします。

午前中に谷口議員のほうから同様の質問内容があつて、ダブる面があるかと思いますが、その点、御容赦のほうよろしく願いいたします。

まず、1点目、京都南部豪雨災害の復旧状態についてであります。

昨年8月13日夜から14日未明にかけて、その際の豪雨災害について宇治市に次いで当町も激甚災害区域に指定されました。民家全壊1戸、床下浸水1戸を含め、道路、河川、砂防、農地等で109件の大きな災害被害を受けたわけでございます。

ことは早梅雨ということで、既に梅雨期に入っておりますが、雨も少なく天気続きで、今のところ雨による災害は発生しておりません。しかし、間もなく本格的な雨期シーズンを迎えようとしております。そこで、昨年の豪雨災害による被災箇所である道路、河川等、インフラ関係の復旧工事及びそのほかの災害箇所の復旧工事についての進捗をお尋ねいたします。

○議長（田中 修） 山下総務課長。

○総務課長（山下康之） それでは、御答弁申し上げます。

昨年の京都府南部豪雨におきまして、以前にも議会で報告させていただきましたが、災害件数109件発生しており、現在復旧に向け全力で取り組んでいるところでございます。道路関係では、本町分16件で全て完了しております。

京都府関係では14件発生しており、10カ所応急措置完了で、本年度本格復旧予定4カ所となっております。また、河川関係では町2件全て完了しており、京都府4件中

1件復旧済みであり、残り3件については既に発注済みで取水期後の10月中旬から着手の予定をいただいているところでございます。砂防関係では、京都府として8件全て完了していただいております。また、水道関係についても既に復旧しております。また、農地農業用施設の災害の関係では1件、また林道関係では全ての林道につきまして復旧が完了したところでございます。また、くつわ池の復旧につきましても農業用のため池でないことから、林道災害として災害査定を受け、このほど林道として復旧を終えたところでございます。

残りの農地農業用施設災害につきましては、受益者と十分協議を行う中で、本年における水稻またはお茶の収穫が終わってから事業に着手することで合意をいただいているところでございます。

また、それ以外の箇所につきましては、一日も早い復旧工事が完了できますよう、努めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 奥村君。

○9番（奥村房雄） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

今、山下課長から御説明ありました。本年度、これからの復旧箇所については民家隣接地の災害箇所等の優先順位をつけるなどして御配慮いただき、早急に着手、一日も早い復旧工事の完了を切にお願いいたします。

次に、昨年の豪雨災害のときには、禅定寺地区で家屋の全壊1戸、床下浸水1戸の被害を発生した折に、地元消防団をはじめ多くの町職員の皆さんの応援をいただきました。当時、私、禅定寺の区長をしておりまして、その災害のお手伝いいただいた後に、役場に御礼を申し上げに参りました。そのとき、前町長、奥田町長に、昨今、多発しておりますゲリラ豪雨に対して荒木と奥山田の2カ所に設置されておる雨量計では全町に機能しないのではないかと申し上げたのですが、その対応は進んでおるのか、また水位計についてはどうなのか、お尋ねします。

○議長（田中 修） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 奥村議員の質問にお答えをさせていただきます。

御質問にございましたように、近年、頻発する局所的な豪雨に対して迅速かつ的確な対応のためには、よりきめの細かな情報を把握することが必要でございます。特に、夜間におきましては、避難勧告等を的確に判断するためには、雨量計、また水位計に依存することが大きくなっており、京都府に対しまして増設のお願いをしておるところでござ

ざいます。

そうした中で、本年禅定寺川の田原川合流付近に水位計の設置を予定をしていただいております。今後も、引き続き京都府に対しまして、雨量計、また水位計の増設を要望をしまいたいと考えておりますので、御理解を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 奥村君。

○9番（奥村房雄） 3回目の質問をさせていただきます。

昨今では日常化しております局地かつ狭小区域の豪雨に対して、さらなる対策強化をお願いし、さきの質問は終わらせていただきます。

次に、2点目、自主防災会の訓練と備蓄物資について質問をします。

住民が安心・安全に暮らすための防災対策は、言うまでもなく、住民の生命、身体及び財産を災害から守る上、最も重要な施策であります。去る5月の内閣府による南海トラフ地震対策で示された最終報告（概要）では、被害はこれまで想定されてきた地震とは全く異なるものとされ、高確度の予測は困難、食料備蓄は1週間分が必要とされています。

いざ、大地震が起きたとき、行政の対応、いわゆる公助だけでは限界があります。自分自身で身を守る自助とともに、ふだんから顔を合わせている隣近所の地域自主防災会の救助活動、共助は大変重要になってこようかと思えます。この防災活動の中核となる地域自主防災会の訓練を全町的にとはいかないまでも、学区単位規模での実施計画を、あわせて大災害時の必要な備蓄物資の保有状況をお尋ねしたいと思います。

○議長（田中 修） 山下総務課長。

○総務課長（山下康之） 御答弁申し上げます。

本町においては、平成20年以降、町内各地区で順次自主防災会が立ち上がり、避難訓練や消火訓練等の防災訓練を積極的に実施いただいております。

一方、東日本大震災や昨年の京都府南部豪雨の教訓として、また近いうちに発生すると言われている南海トラフ巨大地震に備えるためには、自治会単位の訓練だけでなく、町として広域的な訓練の必要性を感じているところであり、今年度、小学校区単位の各自主防災会及び消防団、宇治田原分署ほか関係機関が参加し、連携した実践的な消防防災訓練を実施する予定をいたしております。

また、御指摘のとおり、5月に内閣府がまとめた南海トラフ地震対策の最終報告によると、地震予知は困難で、マグニチュード9クラスの地震が発生した場合、死者32万

3, 000人、1週間後の避難者数950万人と膨大な数となっていることから、避難所に収容できないケースも考えられ、被災が比較的軽度な方に帰宅を促すトリアージの導入を検討するよう求めています。

町としても必要な備蓄物資・資機材の整備を今後も図っていきますが、災害時に必要なもの全てを町で備蓄確保することは困難であり、民間からの流通備蓄の調達を図れるよう協定締結を積極的に進めてまいりたいと考えております。

また、住民の方々にも、自分の命、財産は自分で守るという心構えを持っていただき、家庭内での備蓄を充実いただけるように各地区の自主防災訓練等において説明させていただくとともに、今、役場窓口用封筒にも備蓄品一覧表を掲載し、啓発してまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（田中 修） 奥村君。

○9番（奥村房雄） いずれにいたしましても、自主防災会という地域で協力し合う体制づくりは、行政の住民への啓蒙、PRが重要と考えております。そのことを切にお願いし、これで災害対策に関する質問を終わらせていただきます。

続きまして、件名2、小中一貫教育について質問をさせていただきます。

まず、質問事項、現状と今後の方向についてということで、よろしくお願ひします。

この春、維孝館中学校を卒業した子が現役で東大に合格したというニュースがありました。また、甲子園で行われました春の選抜高校野球大会では大阪の強豪校のエースとしてマウンドに立った子もいます。このように、歴史と伝統ある維孝館中学校の卒業生が活躍している姿を目にするに当たり、1人の住民として、また1人の卒業生として大いに誇りに思いますとともに、うれしい限りでもあります。

将来を担う子供たちをいかに育てるかということは、単に家庭における問題だけでなく、地域にとっても大きな課題であると認識しております。

このようなことから、本町においてもさまざまな取り組みが行われ、学校と地域の結びつきも一層強くならなければならないと考えるわけですが、単に学力だけが優れている、スポーツに秀でているだけでなく、文武両道に力を発揮できる、能力を高めることが重要ではないでしょうか。そういう意味合いから申しますと、現在本町で進められております小中一貫教育について非常に高い関心の中で取り組まれているべきであると考えますし、多くの住民の方々も興味を抱いておられるものと思います。

しかしながら、小中一貫教育のこれまでに關する取り組みや今後の方向性については、十分に発信されているという事は言いがたい状態にあるのではないかと申しております。

す。将来を担う子供たちを教育することにおいて、情報発信はもとより、保護者、住民の方々の理解を得ることは重要であります。残念ながら現下の状況におきましては、そうした対応が十分に図られていないのではないのでしょうか。

そこで、本町における小中一貫教育の取り組み状況はいかなるものなのか、そして何を目標しているのか、目標に向かって具体的な対策はどのようにされているのか、お尋ねいたします。

○議長（田中 修） 西出教育長。

○教育長（西出維久雄） 奥村議員の御質問に御答弁申し上げます。

議員の「将来を担う子供達の育成は、単に家庭だけの問題ではなく、地域にとっても大きな課題である、単に学力が優れている、あるいはスポーツに秀でているだけでなく文武両道に力を発揮できるよう能力を高めることが重要である」という議員の御指摘は、本町教育行政に責任を有するものとして全く共感いたすところであります。

それでは、宇治田原町のこれまでの小中一貫教育に関する取り組みについてお答えいたします。

本町教育委員会が小・中学校と連携し、本格的に小中一貫教育に取り組み始めたのは平成22年度からでございます。その理由は、小学6年生が中学校へ進学したとき、専科教員による指導、あるいは放課後の部活動での練習など、新しい環境での学習や生活に移行する段階で、中学校生活にうまく適応することができず、生徒指導上の問題行動を引き起こしたり、不登校状態に陥ってしまう状態、いわゆる中1ギャップに直面する生徒がふえ、小学校から中学校への接続を円滑化する必要性を特に中学校の先生方が痛感したからでございます。

本町では、これらの問題を解決するには、小学校と中学校のそれぞれの垣根を取り払い、9年間の一貫した教育課程による指導が有効であると考え、平成22年度に小中連携・一貫教育の推進をテーマにしました3小・中学校の教職員による研究組織「宇治田原町小中連携・一貫教育推進委員会」を立ち上げ、教育委員会と3小・中学校の連携のもと、学校とPTA、地域、保護者の皆様が一体となり、子供たちの抱える問題の克服に向け、小・中学校の垣根を越え課題解決を目指してまいりました。

3年間の小中連携の取り組みの1つの成果といたしまして、小・中学校の生徒指導の担当の先生方が、小・中学校という校種を超え、児童・生徒の生活実態の把握や学校生活の決まりづくりなど、9年間を見据えた取り組みを行った結果、平成22年度末では中学校の問題事象の年間発生件数は110件を超え、教職員の指導が入りにくいという

非常に厳しい状況に置かれておりましたが、平成24年度末には問題事象の年間発生件数は12件と激減するなど、取り組みの成果も出てきております。

また、課題でありました小学6年生から中学1年生にかけて不登校生徒がふえるという、いわゆる中1ギャップの問題も着実に解決の方向に向かい、不登校生徒の数も減少傾向を示してきております。

このように、異年齢の集団での交流活動等、小中が連携した一貫教育を行う中で、児童・生徒の規範意識や中学生の自尊意識の向上も見られるようになり、大変落ち着いた学習環境につながったと考えております。

その反面、小・中学校とも、学習意欲、基礎学力の定着、好ましい人間関係の涵養等の面でまだまだ解決すべき課題も残っております。本年度は、これらの課題の解決に保護者の支援を得るため、年度初めに保護者向けパンフレット「宇治田原町はこの4月から小中一貫教育を目指します」というものを配布いたしました。

今後、小中一貫教育の取り組み状況を町民だより等で広く地域の皆様方に広報するとともに、課題である基礎学力の定着を図るため、小中一貫コーディネーターや各校に配置いたしました町単費補助教員の効果的な活用を図るとともに、電子黒板の活用など、ICT利活用による魅力的な授業の展開により、児童・生徒の学力の向上を目指したいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中 修） 奥村君。

○9番（奥村房雄） それでは、2回目の質問に移らさせていただきます。

昨年度、小中一貫教育のあり方に関する検討会が委員会形式によってとり行われました。それによりますと、学園構想に基づく小学校と中学校の連携を標榜されておりますが、本町の現状は、田原小学校、宇治田原小学校、そして維孝館中学校の2小学校1中学校の体制であり、それぞれの学校間は離れて立地しているため、徒歩による移動は日常的には無理、不可能な状況にあります。こうした中であって、委員会からの提言では、施設分離型と施設一体型の両論併記となっており、将来的な方向を示すには非常に曖昧であると言わざるを得ません。もちろん、現状の施設体系や財政的な問題が考えられるほか、それぞれの小学校が担ってきた役割や歴史的背景など、さまざまな要因があるため、容易に結論づけることは非常に難しいことは推測できますが、だからといって行政サイドが方向性を示さなくては物事は進展しません。

小中一貫教育を推進するのであれば、施設分離型か、施設一体型か、いずれかの結論

を出さずして話を進めるわけにはいかないのではないのでしょうか。

平成27年度から小中一貫教育をスタートさせたいとするならば、この点を避けて通る道はできないと思います。

このような観点から、具体的な方向性についてお尋ねしたいと思います。

○議長（田中 修） 西出教育長。

○教育長（西出維久雄） それでは、2回目の御質問に御答弁申し上げます。

小中一貫教育の今後の方向についてお答えいたします。

宇治田原町教育委員会では、本町の実情を踏まえた小中一貫教育を行うためには、地域において育てたい子供像について学校と地域の関係者がしっかりと議論し、それを実現するため、一貫した教育課程を小学校と中学校の先生方が協働して編成し、教育課程の系統性を確保することが重要と考えております。

このため、教育委員会では、平成25年2月にいただきました小中一貫教育のあり方検討会議の答申を踏まえ、本町の小中一貫教育をさらに進展させるため、この6月に各校の校長先生、PTA代表、学校評議員、地域支援ボランティア及び教育委員会事務局指導主事、担当職員からなります宇治田原町小中一貫教育推進協議会を立ち上げ、小中一貫教育を推進するに当たっての方針や推進計画、運営体制、地域との連携等、基本的な事項について協議したいと考えております。

宇治田原町小中一貫教育推進協議会の立ち上げと同時に、3小・中学校全教職員で構成する運営委員会もこの6月に発足させ、学力の向上に向け、具体的な手だて等を提案する学び部会、9年間の系統的な地域学習等を提案するふるさと部会、小・中学校の児童・生徒の合同学習等を提案する交流部会、個別の支援を必要とする子供への手だてを提案する支援部会、いじめ、人権侵害等に対する指導を提案する人権部会において、具体的に義務教育9年間を見通した小中連携を進める予定でございます。

議員御指摘の本町が目指す小中一貫教育は、施設分離型か、施設一体型なのかのかわかりにくいという件についてであります。平成24年7月の中教審初等中等教育分科会答申では、小中連携一貫教育を実施しております小・中学校の校地、校舎のあり方は多様であり、実態調査によれば、同一施設内に小学校と中学校を設置しているものは全国でわずか279校であり、ほとんどは校地、校舎が離れた場所にある学校同士であり、いわゆる施設分離型であると報告されております。

いずれにいたしましても、今後、教育委員会といたしましては、宇治田原町小中一貫教育推進協議会での協議の結果等を踏まえ、PTAや地域の皆様方の御意見を十分伺い

ながら、
学園を立ち上げたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 奥村君。

○9番（奥村房雄） 3回目の質問なんですけど、今、教育長からお聞きしましたことを踏まえて、私の考えなりを少し述べたいと思います。

この、6月27日ですか、宇治田原町小中一貫教育推進協議会が立ち上げられるように聞いております。この中で、本格的な検討会を持たれるものとお聞きしております。今、世間が注目され、よく耳にします野球界の、投打二刀流、日本ハムの大谷選手のように、ひとつ文武二刀流の維孝館中学校生として、児童・生徒に夢を抱かせる学園づくりを期待するところでございます。

この一貫教育の取り組みを、住民、特にPTA、また特に若いお母さん世代の方々には十分理解を得るように、親切丁寧な説明での推進を切にお願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで奥村房雄君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することに決しました。

次回は6月24日午前10時から会議を開きますので、御参集のほどよろしくようお願い申し上げます。

本日は長時間大変御苦労さまでございました。

散 会 午後 2時57分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 田 中 修

署 名 議 員 青 山 美 義

署 名 議 員 奥 村 房 雄